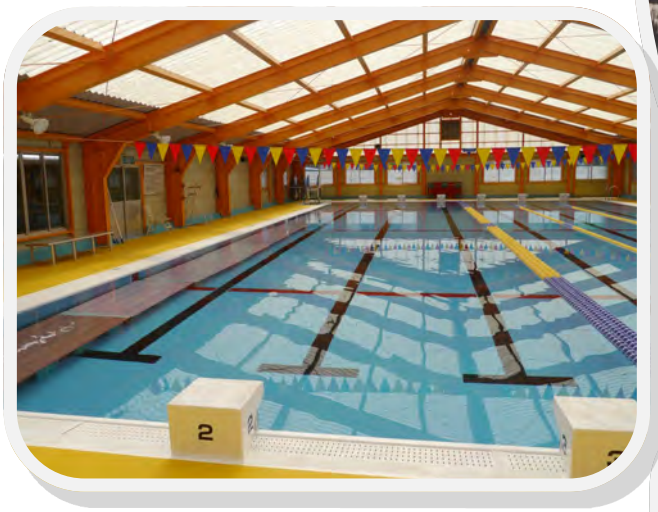
あげまつガイドブック

2022年度版













こんな時には役場へ届け出をお願いします

☆印鑑登録　（必要な方）
☆出生届　（生まれた日から14日以内）
☆死亡届　（死亡の事実を知った日から７日以内）
☆転入届　（引っ越ししてきた日から14日以内）
☆転出届　（引っ越す日のおおむね14日前から）
☆転居届　（引っ越しした日から14日以内・町内の移転）
★緊急時　（防災）





上松町の行事
特産品
観光名所
祭り



届出・証明
○本人確認
○住所の届出
○戸籍の届出
（結婚・離婚・出産・死亡・養子縁組・転籍）
○マイナンバーカード
○公的個人認証サービス
○印鑑登録・印鑑登録証明
○各種証明書交付



生活環境・住宅
○ライフライン（電気・ガス・水道・テレビ・インターネット・電話）※水道については上下水道ページ参照
○コミュニティバス
○し尿汲み取り
○上下水道（接続工事・使用開始、停止・料金支払い）
○ごみの収集・リサイクル・焼却
○犬・猫の飼育
○住宅新築・改築・耐震診断・耐震補強補助
○賃貸住宅・空き家バンク
○冬の生活について

子育て
○妊娠から出産まで（不妊治療支援・母子手帳交付・妊婦健診助成・母親学級・個別相談）
○出産から３歳まで（出産祝い金・ハローウッド・乳児健診助成・新生児訪問・離乳食講習会・乳幼児健診・歯の教室・在宅育児世帯応援給付金）
＊その他＊
○健康相談
○母子保健・栄養相談
○発育・発達相談
○予防接種
○チャイルドシート購入助成
○ウエルカム祝い金



子育て支援センター
（遊びの広場・一時預かり）



保育園
小・中学校
学童期の子育て支援
（放課後児童クラブ・放課後こども教室）
児童手当
ながの子育て家庭優待パスポート

公民館・図書室・社会体育施設
○使用料、予約他

健康（各種検診）・福祉
○成人保健サービス（各種検診）
○福祉（助成事業・在宅福祉サービス等）
○障がい者福祉
○福祉医療費給付事業
○地域支援事業（運動教室・訪問・地区サロン等）



介護
○介護保険
○社会福祉施設

国保・年金
○国民健康保険
○後期高齢者医療
○国民年金



税金等
○町民税・固定資産税・軽自動車税種別割・所得税・国民健康保険税
○税金等の納期限・口座振替・滞納・減免
○税金に関する証明

農林
○奨励金（えごま栽培）
○補助金（有害鳥獣被害防止対策事業補助金・狩猟免許取得に対する補助）
○有害鳥獣駆除事業

いざというとき
○避難所一覧
○自主防災組織（消防団）
○日頃から備えておくもの

※内容については、変更になる場合があります。

上松町の行事・観光

産業観光課　商工観光係
０２６４－５２－４８０４

主な行事		
赤沢自然休養林	４月下旬	開園（赤沢森林鉄道運行開始）
小川若宮神社例祭	４月下旬	西小川・島地区を中心とした例祭・上松町無形文化財
駒ヶ岳神社例祭	５月３日	東小川・国選択民俗文化財・県無形文化財
赤沢森林浴（春）	５月下旬	
ほお葉巻き	６月上旬	
大宮神社例祭	７月中旬	寝覚・見帰地区
鹿島香取神社例祭	７月中旬	荻原地区
ひのきの里の夏まつり	７月下旬～８月上旬	花火大会
木曽踊り	８月１４日	
諏訪神社例祭・上松祭り	９月上旬	町中心部・上松町無形、有形文化財
赤沢森林浴（秋）	１０月上旬	
神明春日神社例祭	１０月中旬	立町地区
ひのきの里の秋まつり	１０月下旬～１１月上旬	全国木馬引き大会
赤沢自然休養林	１１月初旬	閉園（赤沢森林鉄道終了）
どんどやき	１月中旬	
氷雪の灯まつり	１月下旬～２月上旬	

特産品紹介



えごま油・ドレッシング
町内産のえごまを低温圧搾



ほお葉巻
米粉を練って小豆あんを中に入れ
朴の葉で包み蒸し上げます



五平餅
米を炊き、半つぶしして成形し焼く
えごまだれをかけて再度、焼く



からすみ
米粉で作った蒸し菓子



すんき漬け
赤カブの葉を無塩乳酸発酵した漬物



信州味噌
上松町特産品開発センターで手作り







町花：オオヤマレンゲ

赤沢自然休養林

　日本三大美林木曽ひのきの森、森林浴発祥の地でもあり、近年は森林セラピー基地としてヘルスツーリズムでも注目を集めている。木曽の林業の歴史や車の無い時代の地域の足となっていた森林鉄道が復元され園内を走っている。４月下旬～１１月上旬







寝覚の床

木曽八景の一つ「寝覚の夜雨」花崗岩が木曽川の激流にもまれ浸食され、その風景は地質学分野においても標本となりうるとの評価を受けている。大きな岩が浸食され屏風のようにそそり立つさまはまさに圧巻。おとぎ話「浦島太郎」伝説もあり、隣接の臨川寺には「浦島太郎の釣竿？」の展示も。



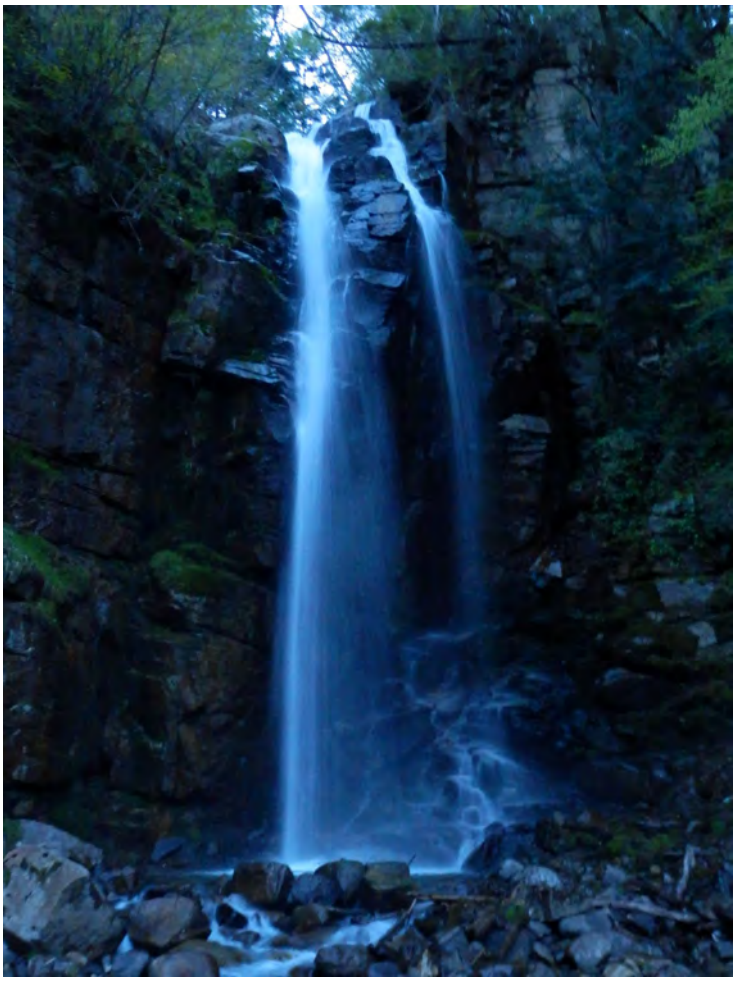


*臨川寺

小野の滝

木曽八景の一つ「小野の瀑布」広重・英泉合作の中山道六十九次にも登場します。





小野の滝　冬の様子





木曽の桟

　木曽八景の一つ「桟の朝霧」中山道一の難所と言われた場所。現在旧国道下の石積でわずかではありますが街道の面影を残しています。



中山道

　かつては中山道「上松宿」としてさかえた宿場ですが、昭和２５年の大火をはじめ街道筋の家屋は当時の面影を残すものが少なく、上町周辺（写真）・寝覚（立場茶屋跡）で見られます。



木曽古道

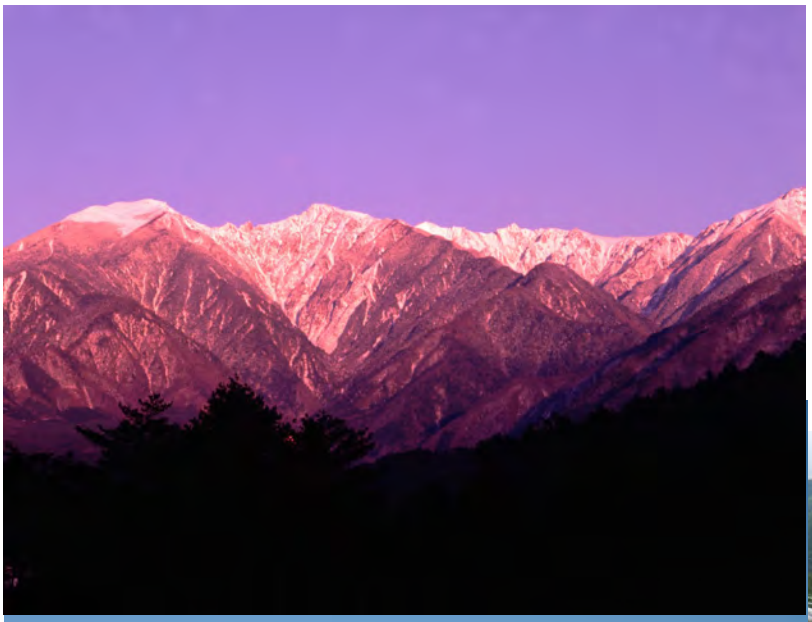
　中山道が開かれるその昔から木曽谷を貫いていた道。駒ヶ岳神社、東野の阿弥陀堂（写真）などがみられる。





風越山

　木曽八景の一つ「風越の晴嵐」かつては牛馬の放牧地として山頂は青々とした草に覆われていた。







木曽駒ヶ岳

　木曽八景の一つ「駒ヶ岳の夕照」標高2956ｍ。険しい岩肌が切り立つ山容と、雪化粧をした山肌に映える夕焼けは時間とともに色彩が変わり、神々しい異彩を放ちます。

ご神木祭

御神木祭

「御神木祭」とは、ご神木の伐採に伴って開催されるご奉祝行事です。

国内の神社を代表する伊勢神宮（正式名称は「神宮」）は、内宮と外宮から成り20年に一度、「式年遷宮」を執り行います。この式年遷宮では新たに神殿を建て替えて御神体を移します。伊勢神宮の遷宮は様々な行事を要し、これまでに62回、約1300年にわたって連綿と伝えられてきた日本の伝統文化です。





この遷宮に使用される木材のうち、御神体を収めるための器となる材は「御樋代木（みひしろぎ）」といわれ、この御樋代木を採る木材が「御神木」と呼ばれます。御神体に最も近づく御神木の伐採には「御杣始祭（みそまはじめさい）」と呼ばれる特別な祭事が行われます。

この御神木は内宮と外宮の２本を必要とし、それぞれが無節の上質な材であること、清らかな流れに近い清浄な土地にあることなど、数多くの要件を満たさなくてはなりません。また伐採では２本の先端を交差させて倒すため、お互いが届く距離に生えていなくてはなりません。

数々の難関を突破して選ばれた御神木は、三ツ紐切り（みつひもきり）といわれる伝統的な手法で伐倒されます。木の幹に３方から斧をいれ、３箇所のツルを残して伐倒することで、木材を傷めず倒す方向も決めやすいという古来の技術です。





伐採された御神木の断面は、三方から伐採された跡が明確に分かります。また、この切り株は窪みが見られ、杣夫の方々には「御神酒がたまる」と伝えられているそうです。
古くからのしきたりに則して、伐採された木から小枝を移し感謝の意を込めて切り株に挿しました。伐採された御神木は先端を整えられ、いよいよ伊勢に向けて旅立ちます。これを「御奉送(ごほうそう)」と呼び、御神木が立ち寄る各地域で神事や例祭が開催されます。

地元奉賛会がお木曳行事に備え御神木を奉曳車に整えます。安置された御神木は氏子がかがり火を焚きながら夜を徹して守ります。





御神木は多くの方々の手によって曳かれ練り歩きます。若連衆が木遣り歌を歌い、奉賛者が「よーい、よーい」と応えます。一般参加者、保育園や小学校の子どもたちも綱を引き２０年に一度の思い出を心に刻みます。




上岩連中


小川里岩連中


立町岩連


大宮岩連


荻原岩連



お問い合わせ先

上松町観光協会

〒399-5601 長野県木曽郡上松町大字上松159-3(上松町観光情報センター内)
TEL：0264-52-1133　/　FAX：0264-52-4180
HP：http://www.town.agematsu.nagano.jp/kankou/
E-mail：hinoki@avis.ne.jp


若宮神社例祭
駒ケ岳神社例祭
大宮神社例祭
鹿島・香取神社例祭
ひのきの里の夏祭り
盆踊り大会
諏訪神社例祭（上松祭り）
神明・春日神社例祭


島地区
東地区
寝覚・見帰地区
小野・荻原地区
上松駅前
上松駅前
上松町中心部
立町地区


4月下旬
5月3日
7月中旬
7月中旬
7月下旬
8月14日
9月初旬
10月中旬



島崎藤村『夜明け前』　冒頭の有名なフレーズ「木曾路は全て山の中である」。
まさにそんな山郷の町、上松町。

赤沢自然休養林は樹齢300年以上の「木曽ヒノキ」の天然林で温帯性針葉樹林の貴重な森として、また、森林セラピーや森林浴といった健康増進・癒しの森としても近年注目をされています。また、伊勢神宮式年遷宮での御用林も務め、当町でも20年に一度「御杣始祭(三ツ紐伐り)」「奉曳車での里曳き」など「御神木祭」が厳粛の中、盛大に執り行われます。

伊勢神宮との結びつきも深いこの上松町では、各地区に氏神様として社が点在しており、それぞれ祭事が執り行われています。

伝統文化、伝統芸能として、今でも絶えることの無いよう伝承されています。

その多くの祭事の中から「末広がりで目出度い」として八大例祭？をご紹介します。

ぜひ、お祭りも見に来てください。

① 若宮神社例祭

場所：島地区

祭神：保食命、伊弉冉尊、伊弉諾尊

氏子：島、小田野地区

祭日：4月下旬(小川里若連中)

獅子狂言：上松町無形文化財

昔は、八十八夜5月1日、2日頃が祭日でいたが、現在は4月下旬の金、土、日曜日で例祭を行っています。小川里若連により獅子狂言、奉納神楽などが執り行われます。代表的なものは「葛の葉」、浄瑠璃の「信太森女占」からとった獅子狂言。「恋しくば尋ね来て見よ、和泉なる信太の森の怨み葛の葉」という文字を、獅子頭をかぶり筆を口にくわえて唐紙大の白紙に書きます。口で書いたとは思えないほどの達筆さには目を見張ります。

② 駒ヶ嶽神社例祭

場所：東里徳原地区

祭神：保食命(宇賀御魂命)

氏子：東小川地区全戸、太々講他

祭日：5月3日(太々神楽連)

太々神楽：長野県無形文化財
国選択民俗文化財

八十八夜５月３日頃例祭が行われる。この神社は駒ヶ嶽山頂にある本社の里宮で地元では「里宮」「古宮」などと呼ばれ親しまれています。衣食住及び農蚕牛馬の守護神であることから、関連の深い石碑も多くみられます。この神社の例祭は、氏子の中の定められた農家の長男に、古くから一子相伝で伝えられている「駒ヶ嶽神社太々神楽十三座」が拝殿内の舞台で奉納されます。

十三座の中「四神五返拝」「三剣舞」は迫力があります。

③ 大宮神社例祭

場所：寝覚地区

祭神：天照大神、伊弉冉尊、底筒男命

氏子：寝覚・見帰地区、東西小川

祭日：7月中旬(大宮若連)

近年「海の日」の連休の金、土、日曜日で例祭があり、金曜日の夜は「芸ざらい」と称し、上松中学校駐車場特設舞台で獅子狂言・地歌舞伎「白波五人男」「佐倉惣五郎」などが行われ、最後「餅投げ」で終了。土曜日午前中、日曜日昼頃に神社で神事が行われ、獅子舞が奉納されます。その他、各戸を回っての「悪魔払い」、夜は「お神楽」のお練りが行われます。日曜日深夜から月曜日未明にかけての「神納め」は「一見の価値あり」です。

④ 鹿島・香取神社例祭

場所：荻原地区

祭神：武甕槌神、経津主命

氏子：小野、荻原、宮戸地区

祭日：7月17日、18日に近い土、日曜日
(荻原若連)

鹿島神社棟札：上松町有形文化財

7月の17日18日が祭日となっていたが、近年は「海の日」の前の土、日曜日で例祭を行っています。2日間にわたり小野、荻原、宮戸地区の各家と事業所の悪魔払いをして回ります。悪魔払いには「でわ式」「十二もん」の2様があり、お祭りを仕切る若連の頭がその都度どの舞をするか指示をしています。地区内には木曽八景の一つ「小野の瀑布」の小野の滝があります。そのわきに「不動明王社」があり、小野の滝を背景に舞われる獅子舞が見所です。

⑤ ひのきの里の夏祭り

場所：上松駅前

開催日：7月最終土曜日
(上松町商工会)

上松町は林業で発展した町で、昭和43年に第1回目の「木材祭り」が開催されました。当時は材木の市と合わせ市に参加されるお客様のおもてなしを兼ね行っていたお祭りで、近年、商工祭として「ひのきの里の夏祭り」と変わってきました。今は「全国木馬引き大会」として、昔木材の搬出に使われていた「木馬(そり)」を再現し、駅前ロータリーでタイムレース、コスプレレースなどが盛大に行われています。「集え !! 全国の猛者」

⑥ 盆踊り大会

場所：上松駅前(ふれあい広場)

開催日：8月14日 19：00～

(正調木曽踊あげまつ保存会)

木曽路は江戸と京都を結ぶ中山道の要所であり、旅する方などにより木曽の民謡は諸国へ伝播され親しまれてきています。中でも「木曽のナーナカノリサン　木曽の御嶽ナンチャラホイ　夏でも寒いヨイヨイヨイ」で有名な木曽節、お盆の8月14日に「盆踊り大会」が「正調木曽踊あげまつ保存会」を中心に開催されます。木曽踊りは太鼓や三味の入らない素朴で優雅な歌声と、軽快、簡明、温雅な踊りの調和は長い歴史に培われてきた賜物です。

⑦ 諏訪神社例祭・八幡宮例祭

場所：上松町内

祭神：建御名方命、事代主命・応神天皇

氏子：上松町内、上条地区

祭日：9月初旬と下旬(十五夜祭)

獅子狂言：上松町無形文化財

八幡神社本殿：上松町有形文化財

若宮八幡宮神殿：上松町有形文化財
(上若連中)

例祭前夜には上若連による「芸ざらい」獅子狂言・地歌舞伎が八幡宮にて行われます。多くの地歌舞伎が伝承されておりその年々で演目は変わります。例祭２日間において地区内の各戸の「悪魔払い」と夜には上若連によるお神楽が諏訪神社大神様(お神輿、大幣束)を先導してお練りが行われます。２日目深夜から翌未明にかけて八幡宮から諏訪神社へ向かう一つ太鼓は普通のお練りとは違う迫力が見ものです。「かぼちゃ粥も一度は食すべき!!」

９月下旬の十五夜祭は上町瀬木地区で行われ、３年に一度八幡宮にて芸ざらいも行われます。

⑧ 神明神社・春日神社例祭

場所：立町地区

祭神：大日靈命、天児屋根命

氏子：立町、倉本地区

祭日：10月第3 土、日曜日
(立町若連)

土曜日の午前中に神社にて、神楽のお払いなどの神事を行い、神事が終わると若連は地区内の悪魔払いに出発していき、２日間かけて地区内の悪魔払いが行われます。

この例祭では他の例祭と違い夜のお神楽のお練りは行われませんが、土曜日には若連が出発した後の神社で、個人で安泰を祈ってお宮参りに来た氏子の中で、特に希望する人には湯立てをしてくれます。また、昼頃からは、地区内の小中学生による「浦安の舞」が奉納されます。

届出・証明

住民福祉課　住民係
０２６４－５２－４８０２

本人確認をしています

個人情報の保護や、なりすまし等による不正な請求・届出を防止するため、戸籍や住民票等の交付申請および戸籍・住所変更等の届出時には窓口で本人確認をしています。ご理解とご協力をお願いします。

●本人確認の必要な交付申請・届出

・戸籍および住民票関係の交付申請
・婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁、認知届
・住民異動届（転入・転出・転居届等）

●本人確認のため窓口で提示していただく書類

◇1点で確認となるもの
顔写真付きの公的な身分証明書（運転免許証、パスポート、マイナンバーカード等）

◇２点で確認となるもの
健康保険証、年金手帳、年金証書等公的な証明書

※本人確認の書類がない場合は、あらかじめお問い合わせください。

住所の届出

上松町へ転入されるとき

転入した日から14日以内に前住所地で交付された「転出証明書」をご持参の上【転入届】の手続きをしてください。

●持ち物

・本人確認書類
・マイナンバーカード（持っている方）

町内で引っ越したとき

転居してから14日以内に【転居届】の手続きをしてください。

●持ち物

・本人確認書類
・国民健康保険証（加入されている方）
・住民基本台帳カード
・マイナンバーカード（持っている方）

町から転出するとき

転出予定日より前に【転出届】の手続きをしましょう。「転出証明書」を交付しますので、新しい住所地に転入するときに提出してください。

●持ち物

・本人確認書類
・国民健康保険証（加入している方）
・印鑑登録証（登録している方）





戸籍の届出

結婚するとき

婚姻届を提出したときから婚姻が成立します。（休日、夜間は宿日直が受け付けますので、事前に記載方法について住民係までお問い合わせください。）

●持ち物

・届書（証人２名の署名が必要です。）
・戸籍謄本（本籍が上松町以外の方）

※婚姻により住所の変更もする方は別に住所異動の届出が必要です。

子どもが生まれたとき

出生届は、生まれた日から14日以内に届け出てください。（休日、夜間は宿日直が受付します。）

●持ち物

・出生証明書（出生届についています。）
・母子健康手帳

●乳幼児医療申請・児童手当認定申請

届出時に申請書をお渡しします。

家族に不幸があったとき

死亡届は死亡の事実を知った日から７日以内に届けてください。（休日、夜間は宿日直が受付ます。）

●持ち物

・印鑑（ゴム印等変形しやすいものを除く）
・死亡診断書（死亡届についています。）
・火葬場使用料（緑聖苑火葬場使用のとき）

●緑聖苑（火葬場使用料）

区　分	使用料	備　考
１０歳以上	１６，０００	
１０歳未満	１２，８００	
死児	７，４００	妊娠13週以上
胞衣	４，２００	妊娠13週未満死胎児含む

※時間外は３割増

霊柩車使用料
４月～１１月　２６，６００円
１２月～　３月　３２，０００円

●緑聖苑火葬場使用時間

午前：８時３０分・９時３０分・１０時３０分
午後：１時００分・２時００分・※３時００分（時間外）
（友引及び１月１日、１月２日は休みです。）

その他の戸籍の届出

養子縁組届、離婚届、転籍届等があります。住民係へご相談ください。

住民福祉課　住民係
０２６４－５２－４８０２

マイナンバーカード(個人番号カード)

マイナンバーカード(個人番号カード)はマイナンバーが記載されたプラスチック製のICチップ付きカードで、券面に氏名、住所、生年月日、性別、マイナンバーと本人の顔写真等が表示されます。

本人確認のための身分証明書として利用できるほか、自治体サービス、e-Tax等の電子証明書を利用した電子申請等、さまざまなサービスを利用できます。

●申請方法

・郵送
　マイナンバーカードの交付申請書にご本人の顔写真を貼り、返信用封筒に入れて郵便ポストへ投函。
・スマートフォン
　スマートフォンで顔写真を撮影し、申請用ＱＲコードを読取り、所定のフォームからオンライン申請。
・パソコン
　デジタルカメラで顔写真を撮影し、所定のフォームからオンラインで申請。（申請書ＩＤが必要です）
・まちなかの写真機
　申請書を持参して、申請可能な証明写真機で顔写真を撮影して申請。

※まちなかの証明用写真機は申請できるものとできないものがあります。

申請について詳しくは「マイナンバーカード総合サイト」　https://www.kojinbango-card.go.jp
をご覧ください。

公的個人認証サービス

国や地方公共団体では、住民の皆さんが申請や届出等の行政手続を行う際に、これまでの窓口での手続きに加え、自宅等のパソコンからインターネットを使って24時間いつでも申請や届出ができる仕組みづくり(電子申請・届出、電子申告など)に取り組んでいます。

公的個人認証サービスは、こうした電子申請・届出が行われる際に、第三者の成りすまし申請などの課題を解決する本人確認サービスを、全国どこに住んでいる人に対しても提供するものです。

このサービスを利用するための電子証明書はマイナンバーカードに格納されています。

印鑑登録・印鑑登録証明

印鑑登録の申請

必ず本人が申請してください。

●持ち物

・登録する印鑑‥‥ゴム印等変形しやすいものは登録できません。他の人が登録した印鑑を使用することはできません。
・本人確認できるもの(官公署が発行した免許証・マイナンバーカードなどの写真付きの身分証明書)

●写真付きの身分証明書が無い場合

次のいずれかの方法で登録が可能です。

1. 町内に住所のある方で印鑑登録済みの方を「保証人」とする方法。保証人とともに申請してください。保証人は印鑑登録証と登録印鑑をお持ちください。
2. 郵送による本人確認ののち、登録する方法。代理人申請と同様の手順にて確認後、登録します。即日登録はできません。

●本人が来庁できない場合

◇代理人申請

即日登録はできません。郵送文書で本人確認します。

1. 登録する印鑑をお持ちのうえ申請書に記入します。
2. 役場から登録する方の住所地へ照会書を郵送します.
3. 代理の方が、回答書と登録する印鑑を窓口までお持ちください。確認のうえ登録し、印鑑登録証を交付します。

印鑑登録証明書の申請

●持ち物

・印鑑登録証(本人が来庁しても印鑑登録証がないと証明書の交付ができません。)

●本人が来庁できない場合

代理の方でも「印鑑登録証」があれば証明書の交付を受けることができます。(登録してある方の住所、氏名、生年月日を明確にしてきてください。)

各種証明書の交付・手数料

種類	手数料	必要なもの
戸籍謄抄本	1通450円	本人確認書類(免許証等)・親族(直系血族)以外は委任状
除籍・改製原戸籍謄本	1通750円	本人確認書類(免許証等)・親族(直系血族)以外は委任状
身分証明書	1通350円	本人確認書類(免許証等)・本人以外は委任状
戸籍の受理証明書	1通350円	本人確認書類(免許証等)　届出人
戸籍の附票	1通350円	本人確認書類(免許証等)・親族(直系血族)以外は委任状
住民票	1通350円	本人確認書類(免許証等)・同一世帯以外の方は委任状
印鑑登録	1,000円	印鑑・写真付き身分証明書(官公署の発行した免許証・マイナンバーカードなど)
印鑑証明書	1通350円	印鑑登録証

ライフラインあれこれ

上松町役場
０２６４－５２－２００１

電気

●電力自由化

電力自由化により、お好きな電力会社と契約ができます。

●地域の電力会社

中部電力(株)木曽福島営業所　木曽町福島6200-4
０１２０－９８４－５３２

ガス

キッチンやお風呂・暖房等でガスを使用される場合、ＬＰガスの契約が必要です。都市ガスのコンロは使えない場合があります。また、ＬＰガスは空気より重いのでガス警報器は床から30㎝以内に設置します。警報器用のコンセントを抜かないようご注意ください。

●木曽エルピーガス事業協同組合　２２－２６４３

●上松町内のガス店

*上松プロパン販売所　５２－２５１９
*エマ商会(株)駅前店　５２－２３８５

テレビ・インターネット・電話

●お好きな会社と契約ができます。

●木曽広域ケーブルテレビ

木曽地域高度情報化整備事業

内　容			金額/月
基本契約	ｹｰﾌﾞﾙﾃﾚﾋﾞ基本使用料		1,670円
ｵﾌﾟｼｮﾝ	ｲﾝﾀｰﾈｯﾄ接続	1M	1,250円
		15M	3,560円
	※（事業所のみ）	30M	3,980円
		300M	4,080円
		1G	4,400円
追加	ｸﾞﾛｰﾊﾞﾙＩＰｱﾄﾞﾚｽ(1個のみ)		220円
	ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ容量追加(10M単位)		220円
050IP電話	（音声告知端末が必要）	基本料	550円
		通話料	従量分

※加入する場合は加入料・設置工事費が別途必要です。
申込・問合せ　木曽広域情報センター　２１－２２１２
危機管理課危機管理係　５２－４９０２

上松町コミュニティバス

倉本線(倉本・バス回転場所～木曽町・本町)
町内線(芦島線、吉野・焼笹線)
＊時刻表は役場にあります。

●運賃

	大人(中学生以上)	小学生	未就学児
全区間	200円	100円	無料

*お得な回数券、定期券も販売しております。
回数券販売窓口：上松町役場、駅前観光案内所、ひのきの里総合文化センター、木曽福島駅前バス発券所、上松町公民館、バス車内（100円券のみ）
定期券販売窓口：上松町役場

●乗継乗車券

路線から路線への乗継について、１回の乗車につき当日１度に限り、新たに乗車する際乗車料を必要としない乗車が出来ます。降車の際乗務員にお申し出ください。

●減免利用乗車証：半額減免

以下の項目に該当する方は、減免利用乗車証の交付により乗車料金が半額減免となります。

①要支援、要介護認定を受けている方と､その介護者。
②身体障害者手帳、精神保健福祉手帳、療育手帳をお持ちの方と、その介護者。
③生活保護を受けている方。

希望される方は、顔写真（縦3.5㎝、横2.5㎝）をご持参の上、役場住民福祉課までお越しください。

●上松すくすくフリーパス：全額減免

町内に住所を有する児童・生徒に教育委員会事務局を通じて「すくすくフリーパス」を交付。※通学利用は教育委員会事務局が認めた児童・生徒です。

●タクシーおでかけポイントカード

タクシーご利用の際にポイントが加算され、ポイントが貯まると６４０円の乗車券として利用できます。７０歳以上で運転免許証をお持ちでない方や、７５歳以上の方、又は地域の要件を満たす方が対象となります。（初回のみ申請書の記入が必要です。）

●くわちゃんバス

大桑村のくわちゃんバスは、上松町内間の乗車２００円、町外までの乗車４００円（大人料金）で利用できます。（※小学生は大人料金の半額、未就学児無料）
お問合せ　住民福祉課生活環境係　５２－４８０２

●赤沢自然休養林行きのバスは、別途運行されます。
お問合せ　上松町観光協会　５２－１１３３

し尿の汲み取り

汲み取りの依頼

お住まいが下水道未接続の方や、下水道共用エリア外で浄化槽の設置が無い方は、し尿の汲み取りを定期的におこなってください。汲み取りの依頼は個人でおこなっていただきます。
有限会社　環境サービスに直接申し込みをお願いします。

●有限会社　環境サービス　５２－２５８７



上下水道

建設水道課　上下水道係
０２６４－５２－４８０３

上下水道

水道を使い始める時、使用を中止するとき

新しく家を建てるとき、今ある水道配管などを改造するとき、転入や転居などで使われていない水道を使い始めるときや水道の所有者が変わるとき（名義の変更）、今までお使いになっていた水道の使用を中止するときは、事前に建設水道課で手続きをしてください。

下水道の接続工事をするとき

町の指定工事店の中から見積りをとって、工事店を決めます。工事店と、便器の機種など詳しい打ち合わせを進めます。指定工事店の一覧をご参照下さい。
施工を決めた工事店で設計書を作成してもらい、内容を確認して町へ「計画確認申請書」を提出します（工事店が代行）。町は申請内容について審査します。町から指定工事店へ施工許可が届くと、いよいよ着工です。計画確認書は大切に保管して下さい。工事が終わったら、施工業者は５日以内に完了届を町に提出します。町で検査を行い、合格すると「検査済証書」を交付します。工事代金は、町の検査が終了してから支払います。「公共下水道開始届」を町に提出して、下水道が使用できるようになります。
排水設備やトイレの改造にかかる補助制度もあります
下水道計画区域のエリア確認・浄化槽設置補助金交付についてのお問い合わせは建設水道課までお願いします。
次ページ参照。

水道料金

料金区分	使用水量	金額（税込）
基本料金	10m³まで	１，９４７円
超過料金（1m³あたり）	11m³から20m³まで	１７０円加算
	21m³から40m³まで	１９６円加算
	41m³から60m³まで	２３７円加算
	61m³以上	２５５円加算

下水道料金

下水道使用料金は、水道の使用量を排出量とみなして１ヶ月ごとに水道料金と一緒にお支払いただきます。

料金区分	使用水量	金額（税込）
基本料金	10m³まで	１，６５０円
超過料金（1m³あたり）	11m³から20m³まで	１５９円加算
	21m³から40m³まで	１８１円加算
	41m³から60m³まで	２０３円加算
	61m³以上	２１４円加算

参考：一般家庭の料金表（１ヶ月・消費税含）
※検針日は必ず同日ではありませんのでご了承ください。

上下水道料金の納入

上下水道料金の納期限

翌日の10日前後（休日の場合はその翌日）が納期限となります。諸事情により期限までにお支払いができない場合は、ご相談ください。３ヵ月以上未納の場合には停水させていただくこともありますので、ご注意ください。
カード払いの取扱いはありません。

便利な口座振替をご利用ください

忘れてしまうことがなくお支払ができます。納期限の月の15日に振替を行い、25日に再振替をしています。（休日の場合はその翌日）
希望される場合は、役場会計窓口に「口座振替依頼書」がありますのでご利用ください。公共交通機関等の利用が困難な場合は、ご連絡ください。

対象金融機関

- 八十二銀行各支店
- JA木曽各支所
- ゆうちょ銀行
- 長野銀行各支店
- 松本信用金庫各支店
- 長野県労働金庫各支店

こんなときはご連絡ください

- 漏水を発見したとき
- 引越しをされるとき
- 長期間使用しないとき
- 所有者が変更されるとき



水道の通水と停水について
転勤・転居などで1ヶ月以上留守にする場合は、停水手続きをお願いします。届出が無い場合、基本料金がかかります。



消火栓の使用について
地区等で利用する場合（災害等緊急時を除く）は日程調整をしていますので事前にご連絡をお願いします。



水道工事について
家庭内の水道工事について、新設・改造・ボイラー等の取り付けは、上松町指定の水道工事店でお願いします。指定工事店一覧をご覧ください。



漏水の確認方法について
①蛇口を全てしめます。
②外のﾒｰﾀｰﾎﾞｯｸｽの中のﾒｰﾀｰ器確認。
・ﾏｰｸ点滅⇒漏水しています。
・常時点灯か消灯⇒漏水していません。

上下水道

建設水道課　上下水道係
０２６４－５２－４８０３

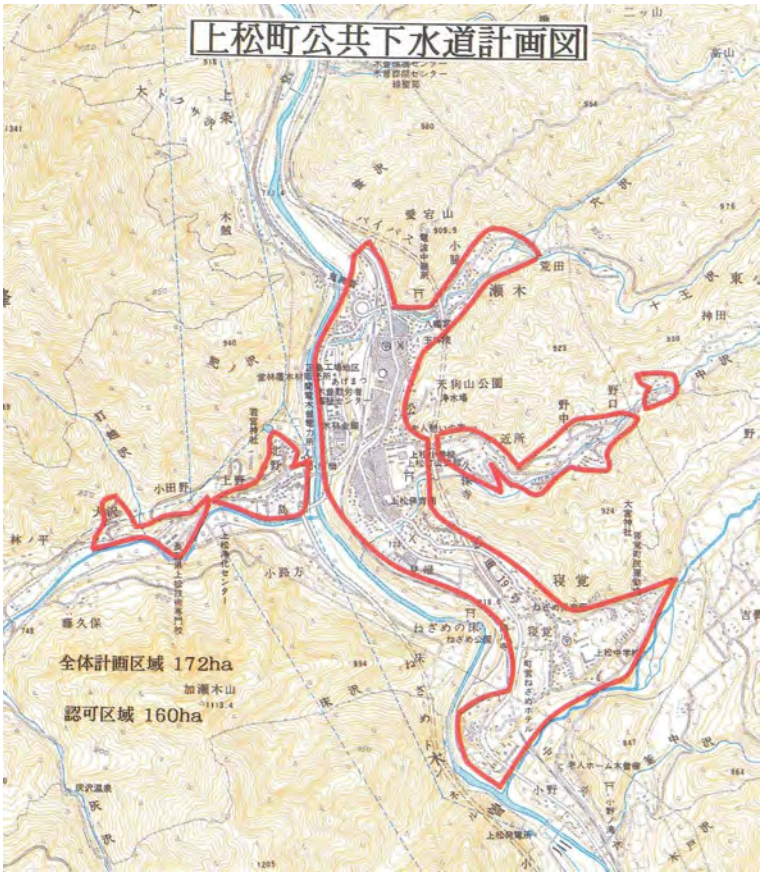
排水設備やトイレの改造にかかる補助制度

下水道接続による排水設備について、次の補助制度が利用できます。

制度	住宅リフォーム補助金制度
目的	安心して住み続けられる住宅環境の整備 町内住宅関連産業の活性化と地域振興
内容	工事費の５％を対象 （ただし100万円以上の工事であること） 最高25万円
対象者	町内に住宅を有する者及びﾘﾌｫｰﾑ後に居住する者 町税及び水道料等を完納している者
その他	町内の建設業者（木造住宅推進協議会会員）
担当	産業観光課　商工観光係　５２－４８０４

我が家は、下水道に接続できますか？

上松町では下記の地図内を計画区域としています。
加入接続のお申込み、ご自宅が共用エリア内か否かのご確認・お問い合わせ等は上下水道係までお願いします。



※下水道接続・合併浄化槽設置をお願いします。

受益者負担金

都市計画法第75条の規定により、町が都市計画事業として施行する公共水道事業に要する費用の一部に充てるため、受益者負担金を徴収することが定められています
※負担金は一括で徴収するものとされていますが、受益者が分割の申し出をしたときは５年を限度として分割納入することができます。

負担区	上松処理区（計画区域内）
負担金の額	１単位当たり235,000円

浄化槽設置事業補助金交付

この補助金は、公共下水道区域以外の区域において、浄化槽の設置に際し工事費の一部として国・県・町がそれぞれ３分の１ずつを負担して、設置者の負担を軽減することを目的として交付するものです。浄化槽の人槽に応じて交付金額が定められております。

人槽区分	補助金額
５人槽	３３２，０００円
７人槽	４１４，０００円
１０人槽	５４８，０００円







ゴミの出し方・犬猫について

住民福祉課　生活環境係
０２６４－５２－４８０２

ごみの収集について

上松町では地区ごとにごみ収集日が決まっています。ごみを出す際はご自分の地区を確認し、当日に朝８時までに出すようにしましょう。※ゴミ出しの手引き参照

●地区ごとのごみ収集カレンダーが役場にあります。

●近隣の方や、地区駐在員さんや組長さんから収集場所を教えていただくようお願いします。（ごみステーションの無い地区があります。）駐在員さんについては役場までお問い合わせください。

●リサイクルセンターの持ち込みについて

見帰「こまくさワークセンター」北側に上松町のリサイクルセンターを開設しています。上松町民ならどなたでもご利用いただけます。その他に木曽クリーンセンターで開設しているリサイクルストックヤードもご利用いただけます。持ち込める品目は「リサイクルとごみの出し方手引き」をご確認ください。決まりを守り、きれいに気持ち良く利用しましょう。

なお、木曽町のリサイクル広場はご利用できませんのでご注意ください。

●指定ゴミ袋は、郡内のスーパー・コンビニ・商店で販売しています。

●木曽クリーンセンターへの持ち込み

ごみの種類、大きさに関わらず一律１３０円/１０ｋｇ

＊１０kg未満でも料金がかかります。

可燃ごみ　月～金　９～12時　13～16時30分

不燃ごみ　月火木金　９～12時　13～16時30分

木曽クリーンセンター　電話２４－３１３１

ごみの焼却は禁止されています

家庭ごみやプラスチック類などを燃やすことは法律で禁止されています。家庭ごみは燃やさずに町のごみ収集に出してください。

こんな焼却炉でごみを燃やしていませんか？

・ブロックを積んだだけのもの、ドラム缶や一斗缶、法律に適合しない簡易な焼却炉（法律に適合する焼却炉は下記参照）この他、地面の上で直接燃やす行為や穴を掘って燃やす行為なども禁止されています。

法律に適合する焼却炉とは・・
- 投入口が二重扉構造になっている
- バーナーを備え800度以上で廃棄物を焼却できる
- 通風設備がある
- 焼却温度を測定できる温度計を備えている

などの基準を満たすもの

※ただし例外として認められているものもありますが、その場合も風の強い日には行わず、水を必ず用意しその場から離れないようにしてください。また、事前に木曽消防署（２２－０１１９）か上松町役場（５２－２００１）に連絡をしてください。





犬の飼育について

●犬を飼うためには

法令により生後９１日以上の犬を飼うには、生涯１回の登録が義務づけられています。役場にて登録手続きをしてください。

●狂犬病予防注射

飼い犬は法令により年１回狂犬病予防注射を受ける義務があります。上松町では年２回春と秋に集合注射を行っております。また動物病院で予防注射をした場合は、動物病院より受け取った狂犬病予防注射済証を役場まで持ってきていただき注射済票交付手続きをしてください。

●犬の転入・転出

飼い犬を他市町村から連れてくる際は、犬の転入手続きが必要となります。「犬の登録事項変更届」に必要事項を記入し、役場までご提出ください。転入手続には登録市町村で交付された鑑札が必要です。無くされた場合は役場までご相談ください。

飼い犬を他市町村へ連れて行くときは、転出先に町で交付した鑑札を提出してください。

●登録事項変更

飼い主や住所が変わったときは、「犬の登録事項変更届」を役場までご提出ください。

●犬の死亡

犬の死亡届を役場までご提出ください。

●犬を飼えなくなったとき

木曽保健所（２５－２２３５）までご連絡ください。

＊料金表＊

登録料	3, 000円
狂犬病予防注射料	3, 050円
注射済票交付手数料	550円

野良猫に餌を与えないでください

野良猫に餌を与えると猫が集まるようになり、周辺で糞尿をする、ゴミを荒らすなど、近隣の方に迷惑をかけてしまいます。また、人から餌をもらった野良猫は栄養状態が良くなるため、多くの子猫を産み育ててしまい、野良猫が増える原因にもなります。

野良猫に餌を与えないようにご協力ください。

飼い猫について

●猫を飼うときは

迷子になった時の為に、首輪と飼い主の連絡先が分かるものを付けるようにお願いします。

●猫の不妊、去勢手術

１匹につき5, 000円の補助を行います。ただし、予算が無くなり次第終了となりますので、ご確認ください。



住宅新築・リフォーム補助金

産業観光課　商工観光係
０２６４－５２－４８０４

住宅リフォーム補助金

老朽化した家屋の耐久性の向上、加齢対応、環境対応など住民が安心して住み続けられる住まいづくりと、町内住宅関連産業を中心とする地域経済の活性化を図るため町内に住宅を有する者等が既存住宅のリフォームをしようとする場合に対し補助を行う。税抜100万円以上の工事を対象に工事費の５％(上限25万円)を補助。上松町木造住宅推進協議会の審査を受け町長へ提出する。(世帯構成及び町税等の滞納など個人情報の調査あり)

木造住宅新築等補助金

伝統的な在来工法による木造住宅の普及促進と木材産業及び建設関連業種の振興を図るため町内に伝統的な在来工法で住宅を新築及び全面改築した場合に対し補助を行う。施行者は郡内事業者とし元請を含め業種別に町内事業者を７社以上、木部分の30%以上を町内製材業者からの納入、建築延べ面積が50㎡以上で、坪当たり１万円(上限50万円)を補助。上松町木造住宅推進協議会の審査を受け町長へ提出する。(世帯構成及び町税等の滞納など個人情報の調査あり。)

無料耐震診断・耐震補強補助金

お申込みお問い合わせは、上松町危機管理課危機管理係までお願いします。０２６４－５２－４９０２



住宅新築等建築用木曽ヒノキ材提供事業

地元産材の木曽ヒノキ利用の普及促進、伝統的な在来工法による木造住宅の普及促進、木材産業及び建設産業の振興を図るため、「上松町構造住宅新築等補助金交付要綱による住宅の新築及び全面改築を実施した建物で、建築資材として使われた木曽ヒノキ材の額のうち最高30万円を補助。使用する木曽ヒノキ材は町内の製材業者及び販売業者から納品された資材であること。上松町木造住宅推進協議会の審査を受け町長へ提出する。(世帯構成及び町税等の滞納など個人情報の調査あり。)

賃貸住宅・空き家バンク

総務課　管財住宅係　・企画財政課　企画政策係
０２６４－５２－４８０１・５２-４９０１

町営住宅

お申込みお問い合わせは、上松町総務課管財住宅係までお願いします。０２６４－５２－４８０１

※転居する際は、畳・障子・ふすまを交換する費用が必要です。



空き家バンク

お申込みお問い合わせは、上松町企画財政課企画政策係までお願いします。０２６４－５２－４９０１



冬の生活について

寒さ対策

上松町は、豪雪地ではなく冷え込みの厳しい地域です。水道管の凍結防止のため、外水栓については水抜きをし、家屋内の水栓については不凍電熱線のコンセントをさし通電させます。期間の目安は外気温が一桁になる11月下旬頃から3月下旬くらいです。忘れると水道管が凍結し破裂します。修理に時間と費用が掛かりますのでご注意ください。サーモスタットのコンセントを間に挟むことで節電と差し込み忘れ防止効果があるようです。
冬は暖房費を含め多少の電気代が増えますが、夏は夜にエアコンを使う日が少なく節電になります。

同じ期間には道路の凍結も予想されるので、車はスタッドレスタイヤへ交換をしてください。ワイパーのウォッシャー液は寒冷地用をいれると良さそうです。
屋根の無い駐車場では霜により窓ガラス等が凍結するので早めに暖気をするなどして、融かす時間が必要です。

家の周りは降雪の際、雪かき等を使い除雪の必要があるので、道具の準備が必要です。靴はかかとの低い溝の深いブーツや長靴があると滑りにくく安心です。



〇不審な電話や訪問業者に注意しましょう。怪しいと思ったらはっきり断り、個人情報は教えないようにしましょう。もしも被害にあってしまったら、一人で悩まず相談しましょう。

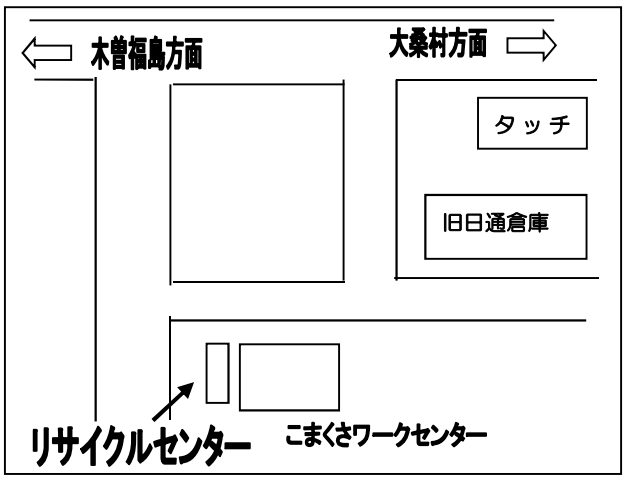
消費者相談に関する各種連絡先

機関名	電話番号	相談時間
消費者ホットライン	188	一部 IP 電話等からは接続できません 平日はお近くの消費生活相談窓口、土日祝日は国民生活センターへの接続となります。 また、接続先の相談時間外はガイダンスが流れています
中信消費生活センター	0263-40-3660	月曜日～金曜日（土日祝日、年末年始はお休みです） 8 時 30 分～17 時 00
国民生活センター お昼の消費生活相談	03-3446-0999	月曜日~金曜日（土日祝日、年末年始はお休みです） 11 時 00 分～13 時 00 分
法テラス長野	0570-07-8327	月曜日～金曜日（土日祝日、年末年始はお休みです） 9 時 00 分～17 時 00 分
公益社団法人 全国消費生活相談員協会	03-5614-0189	土曜日～日曜日（年末年始はお休みです） 10 時 00 分～12 時 00 分 13 時 00 分～16 時 00 分
関東財務局長野財務事務所	026-234-2970	月曜～金曜日（土日祝日、年末年始はお休みです） 8 時 30 分～12 時 00 分 13 時 00 分～16 時 30 分
長野県弁護士会 電話無料ガイド	026-231-3031	月曜日～金曜日（土日祝日、年末年始はお休みです） 13 時 15 分～14 時 45 分
長野県司法書士会 無料電話法律相談 （消費者・少額トラブル）	026-233-4110	月曜日～金曜日（土日祝日、年末年始はお休みです） 12 時 30 分～14 時 00 分
木曽警察署	0264-22-0110	
上松町役場	0264-52-2001	

リサイクルセンターについて

見帰「こまくさワークセンター」北側に上松町のリサイクルセンターを開設しています。こまくさワークセンターと協働で運営をしております。上松町住民の方ならどなたでもご利用できますので、ルールを守り、ご利用ください。

- 汚れているリサイクル品は持込まないでください。
- ペットボトルはキャップとラベルを取ってください。
- 陶器、茶碗、コップ、植木鉢、強化ガラス等は持込めません。
- アルミ缶のみです。スチール缶は持込めません。
- きれいに洗って持込みましょう。
- 不法投棄はやめましょう。



※上松にお住まいの方は木曽町の「リサイクル広場」は利用できませんので、上松町のリサイクルセンターをご利用ください。

1 古紙・ダンボール　◆きれいに整頓して置いて下さい。

●新聞紙　●広告・チラシ・雑がみ　●雑誌・本　●牛乳パック
●ダンボール類　●菓子箱・紙箱





～持込み方～

●**平日午前９時から午後５時までは、こまくさワークセンター南側のストックヤード**に直接持込んで下さい。（受け入れを行っています。）
●**ひもで十文字にきちんと縛りましょう。**（ガムテープ、ラップ、針金は使用不可）
※表と裏の十文字のところを**ねじって**縛り、回収する時、ほどけないように出しましょう。
●新聞とチラシは別々に出します。

持込める雑がみ

●カレンダー（金具は取り除く）　●紙袋（取っ手が紙以外のナイロンひもなどは取り除く）
●包装紙　●封筒（窓付きのフィルムは取り除く）　●画用紙　●菓子箱・紙箱

持込めない雑がみ

●カーボン紙、感熱紙、油紙、紙コップ、写真、アルバム、洗剤等の臭いがついた紙。
●酒パック・ジュースなどの紙製飲料パックで、内面がアルミ（銀色）やビニールでコーティングされているもの。
●臭いのついた紙箱は回収できません。（例：石鹸の箱、線香の箱、たばこ）
※臭いが消えず、リサイクルした後に紙に臭いが残るのでリサイクルできない。

⇒持ち込めない紙類は、燃えるごみの日に指定袋にいれて各ごみステーションに出してください。

2 ペットボトル・発砲スチロール類

◆所定のボックス・コンテナへきれいに入れて下さい。

～ペットボトルの持込み方～



※ペット１の表示（ラベル）がついているもの

●キャップとラベルは取る。
●つぶさないでください。
●中を良く洗ってきれいにする。⇒汚れが取れないものは燃えるごみに出してください。

～発砲スチロール類の持込み方～

●シール等は剥がして、汚れ、臭いのあるものは洗う。
⇒汚れ、悪臭が取れなければ燃えるごみに出してください。

3 リサイクルびん類

◆各コンテナへ分別して入れます

無色（透明）　茶色　黒色　緑色　その他の色のﾋﾞﾝ　蛍光管

～持込み方～

●中味を出し、中を洗ってきれいにしてから、収集コンテナへ色別に入れてください。
きれいにできないリサイクルびんは**不燃ガラスの日に指定袋に入れて各ごみステーションに出してください。**
●**セトモノ、陶器類、びん以外のガラス製品、化粧びん等は持込めません。**不燃ガラスの日に指定袋に入れて各ごみステーションに出してください。
●ふた・リングは取ってください。剥がしやすいラベルは剥がしてください。
●農薬・劇薬のびんは販売店や処理業者で処理してもらってください。
●リサイクルびん類や蛍光管は割れていても出せます。
●ＬＥＤ管・電球・グロー球は不燃ガラスの日に指定袋に入れて出してください。

4 アルミ缶

◆所定のボックスへ入れます。



～持込み方～



持込めません

●**アルミ缶のみです。スチール缶は持込めません。分類に気付けて下さい。**
スチール缶は不燃（金物類）の日に指定袋に入れて、各ごみステーションへ出して下さい。
●つぶさないでください。　●中を良く洗ってきれいにして出してください。

5 食用廃油

◆こまくさワークセンターのスタッフに声をかけていただき、指定したタンクに入れます。

～持ち込み方～（※受付時間がありますのでご注意ください。）
●受付日時　月～金曜日、午前１０時～午後３時まで（※こまくさワークセンター営業時間内）
●一人１回１リットルまで持ち込み可能です。（量、中身が見えるようにラベルを取った透明の 500 mℓペットボトルに、汚れを取った廃食油を入れてお持ちください。

こまくさワークセンターは障がいのある方が、社会参加を求めて働くための施設です。
利用者の方が毎日意欲的に働くために、町民の皆さんの節度ある利用をお願いします。

【問い合わせ先　住民福祉課　生活環境係　５２－４８０２】

木曽クリーンセンターリサイクルストックヤード

住所：木曽町福島 7720（可燃施設に隣接）
お問い合わせ：0264-24-0248（または 24-3131）

木曽地域全域が対象となります



■持ち込める品目
◎紙類（ダンボール・新聞紙・飲料パック・その他の古紙類）
◎衣類（布・化繊の衣類・シーツ・タオル・毛布など）
※洗濯をし、ポリ袋に入れ持ち込んでください。
◎小型家電（ご家庭で不要となった小型家電製品）
◎乾電池・蛍光管（LED は不燃ガラスの日）

■受入時間：土日祝日を除く毎日
午前 8 時 30 分～午後 4 時 30 分
※年末年始は（12/29～1/3）はお休みです。

小型家電、電子機器の取扱いは「木曽クリーンセンターリサイクルストックヤード」のみです

小型家電・電子機器　回収対象品目一覧	
有線通信機器	電話機・家庭用ファクシミリ・モデム・ルーター
無線通信機器	携帯電話・PHS 端末・タブレット・カーナビゲーション（携帯電話は販売店に相談）
ラジオ・テレビ受信機	ラジオ・チューナー
ビデオ機器・映像用機器・デジタルカメラ	デジタルカメラ・ビデオカメラ・ビデオテープレコーダー / プレイヤー・DVD レコーダー / プレイヤー・BD レコーダープレイヤー・HDD レコーダー・BS/CS アンテナ・チューナー（地上デジタル・CS・その他）・カーテレビ（プラウン管除く）・カーチューナー・カー CD/DVD
電気音響機器	テープレコーダー・CD/MD プレーヤー・デジタルオーディオプレーヤー・ヘッドフォン・イヤフォン・IC レコーダー・補聴器・カーステレオ（CD/MD 等）・カースピーカー・ミニステレオ・ラジカセ・マイク
パーソナルコンピューター	ノート型・デスクトップ型・タブレット型（パソコンリサイクルマークがあれば販売店へ）
補助記憶装置	ハードディスク・USB メモリー・メモリーカード類・ゲームソフト
印刷装置	プリンター・フォトプリンター
表示装置	モニター・プロジェクター
端末装置	電気書籍端末
家庭用電動ミシン	電動ミシン
電動工具	電気のこぎり・電動グラインダー・電気ドリル
事務用電気機器	電卓・電子辞書・ワープロ・電動式シュレッダー
計量・測定用電気機器	電子ヘルスメーター・電子体温計、血圧計・デジタル歩数計・体脂肪計
フィルムカメラ	フィルムカメラ
台所用電気機器	電子ジャー・トースター・ホットプレート・ミキサー・電気ポット・クッキングヒーター・フードプロセッサー・電気製麺機・コーヒーメーカー・コーヒーミル
空調用電気機器	扇風機・加湿器・除湿器・サーキュレーター・送風機・空気清浄機
衣料・衛生用電気機器	電気アイロン・裁縫用電気こて・電気掃除機・ハンドクリーナー・ふとん乾燥機
保温用電気機器	電気ストーブ・電気毛布などのコントローラー
理容用電気機器	ヘアドライヤー・ヘアアイロン・電気かみそり・電気バリカン・電気かみそり洗浄機・電動歯ブラシ・電気脱毛器・電気はさみ・家庭用噴霧器・風呂水用電気ポンプ・電気アクアリウム（水槽関係用品）
電気マッサージ器	電気マッサージ器（ハンディータイプ）
電気照明器具	懐中電灯・電気スタンド・照明器具（※蛍光管や電球は取り除く）
電子・電気時計	腕時計・置き時計・目覚まし時計・デジタル式時計
電子・電動式玩具	据置型・携帯型ゲーム機・ゲーム用コントローラー・ミニ電子ゲーム・ハイテク系トレンドトイ・ラジコン
上記品目の付属品	リモコン・AC アダプター・ケーブル・プラグ・ジャック・充電器

～ごみ出しのルールについて～

時間外に出されたゴミや、分別ルールが守られていないごみは収集されません。収集されないごみは出した方に片づける責任があります。ごみを出すときは以下の点に注意しましょう。

・ごみは**朝８時前に、指定された収集日**に出してください

・ごみは**分別ごとに指定ごみ袋に入れて**出してください。**指定袋以外に入られたごみは収集しません。**ごみ指定袋は木曽郡内の証紙取扱店で購入できます。

・**ごみの収集日は地区ごとに決められています。**ごみを出す際はご自分の地区の収集日を確認してください。

・**生ごみは水気をよく切ってから、指定のごみ袋に入れてください。**また、**水切りネットは分解できるものであっても確認ができないため、生ごみの指定袋には入れないでください。**

・ペットボトルと発砲スチロールは、収集日に指定のごみステーションに収集用のネットが用意されます。ガラスびんは収集用のコンテナが用意されます。

・**ガラスびんと蛍光管は割れているものもリサイクルできます。**気を付けて出してください。

・**ガラス板やガラス製の食器等、ビン以外のガラス製品はリサイクル収集していません。**不燃ごみとしてガラス・陶器の日に出してください。また、**乳白色のびんは陶器との判別が困難ですので、リサイクル収集はしていません。**不燃ごみとしてガラス・陶器の日に出してください。

・**洗っても汚れや臭いが取れないガラスびんやペットボトル、発泡スチロールはリサイクルできません。**ガラスびんは不燃ごみとしてガラス・陶器類の日に、ペットボトルと発泡スチロールは可燃ごみとして出してください。

・**スプレー缶やガス缶を捨てる時は、必ず中身を使い切ってから缶に穴をあけて出してください。**

・**ダンボール、古紙類の収集は雨により中止となる場合があります。中止のときは朝６時 50 分頃に広報でお知らせします**ので、ご注意ください。

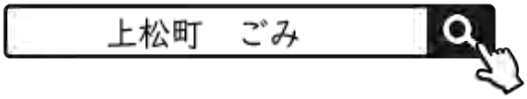
・**プラマークのないものはプラ容器ごみの対象外です。**可燃ごみをとして出してください。また、ビニール袋などにごみを入れて、プラ容器指定袋に入れないでください。

※上記以外でごみ・資源物の出し方にお困り・お悩みの際は、木曽クリーンセンター発行の「リサイクルとごみの出し方の手引き」を確認してください。上松町ホームページでも確認できます。

※または、役場生活環境係（TEL 0264－52－4802）までお問合わせください。



詳しくは、



指定袋・証紙の種類と容量



可燃ごみ指定袋(大)
1袋（10枚入り）
600円
1袋に入れられる量
容量　50ℓ
重さ　10kgまで



可燃ごみ指定袋(小)
1袋（10枚入り）
300円
1袋に入れられる量
容量　25ℓ
重さ　5kgまで



不燃ごみ指定袋(大)
1袋（10枚入り）
600円
1袋に入れられる量
容量　50ℓ
重さ　10kgまで



不燃ごみ指定袋(小)
1袋（10枚入り）
300円
1袋に入れられる量
容量　25ℓ
重さ　5kgまで



プラ容器包装指定袋
1袋（10枚入り）
200円
1袋に入れられる量
容量　50ℓ
重さ　4kgまで



生ごみ指定袋
1袋（10枚入り）
200円
1袋に入れられる量
容量　10ℓ
重さ　4kgまで



ごみ証紙
1シート（10枚）　600円
重さ　10kgまで

ごみ証紙は、袋に入らない場合に使用してください。
ごみ証紙の使い方参照（P－4）

※お近くの「証紙取扱所」でご購入ください。
※地区名・名前をご記入ください。
※持ち手部分を、しっかり結んでください。【感染予防対策にもなります】
※指定容量以上に入れたものは、収集しません。

証紙シールの使い方



証紙シールは指定袋に入らない大きさのごみに貼り付けて出すためのものです。
使用方法は以下のように決まっています。
証紙は１種類で、可燃ごみ、不燃ごみ共通で使用できます。

燃えるごみ　（燃えるごみは証紙２枚で出すことができません）

■**長さ 50㎝×直径 30㎝以内・重さ 10kg以下**にまとめたものに証紙（シール）１枚を貼る。
証紙で出せるものの例　・直径 10㎝以内の木や竹、板などを、規定サイズに切断し結束したもの
・タキロンなどは 50㎝以内に切断して丸めて結束
※ごみ収集車で回収するため、指定の大きさを超えたものは収集しません。

燃えないごみ

■指定袋に入らない不燃ごみで、１人で簡単に持てる大きさのもの
■ 10kg以下の不燃ごみには証紙を１枚、10 ～ 20kg以内のものは証紙２枚を貼る。
証紙で出せるものの例　（重さに応じて証紙を貼り付けてください）
・スキー板は１組で結束
・物干し竿、波トタンは長さ 180㎝以内で丸めて結束
・反射式ストーブ・電子レンジ・自転車などは、そのまま証紙を貼る。
※ 20kgを超えるもの、長さ 180㎝を超えるもの、一人で持てないものは直接持ち込んでください。

※品目によっては、記載のサイズ、重さではなくても証紙を貼って出せるものがあります。詳しくは詳細を確認ください。
※ふとん、毛布、じゅうたんなどに証紙シールを貼ってステーションへ出すことはできません。
※指定袋以外の袋やダンボール箱に証紙シールを貼って出すことはできません。
※リサイクル品に証紙シールを貼って出すことはできません。

指定袋と証紙の価格

証紙の種類	価格（１枚あたり）	文字の色	１袋に入れられる量	
			容量	重さ
可燃ごみ指定袋　大	60円	赤色	50ℓ	10kgまで
可燃ごみ指定袋　小	30円	赤色	25ℓ	5kgまで
不燃ごみ指定袋　大	60円	青色	50ℓ	10kgまで
不燃ごみ指定袋　小	30円	青色	25ℓ	5kgまで
ごみ証紙	60円	赤色	―	10kgまで
生ごみ指定袋	20円	緑色	10ℓ	4kgまで
プラスチック製容器包装指定袋	20円	黄色	50ℓ	4kgまで

生ごみ

回収日	生ごみの日（週２回）
回収場所	ごみステーション
出し方	生ごみ指定袋（緑色）

対象　堆肥化できる『生ごみ』　台所から出る『調理くず』『食べ残し』など


野菜等調理くず


肉・魚類の骨


カニ・エビ・
貝・卵の殻


残飯など

対象外　『生ごみ』として出してはいけないもの【食品以外のもの】


チューブ類


お菓子袋類


トレイ・パック類


ビニール袋類


スプーン・フォーク


紙コップ


おむつ・衛生用品


ラップ類


わりばし


タバコ

■生ごみの出し方

①分別した生ごみを**十分に水切りをして、じかに指定袋**に入れてください。
②生ごみ指定袋で収集日に決められた場所（専用バケツ）に出してください。
③燃えるごみ指定袋には入れないでください。



生ごみ指定袋の使用上の注意



1、指定袋は冷暗所で湿気を避けて保管してください。
　高温多湿になるところでは、袋は長持ちしません。
　太陽光が直接当たる場所は避け、日陰で風通しの良いところに保管してください。
2、指定袋に生ごみを入れて長時間放置しないでください。
　生ごみの専用袋は微生物によって分解される袋です。
　袋に生ごみが入った時から少しずつ分解が始まります。
　すぐに破れたりしませんが、生ごみを入れて長時間（２～３日）放置するのは避けてください。
3、分解できないものを入れないでください。
　容器やビニール袋が混入したもの、新聞、レジ袋で二重包装されたものは堆肥化できません。

紙　類

回 収 日	町村指定の回収日
回収場所	町村指定の回収場所
出 し 方	ひもなどでまとめて出す

町村指定のリサイクル回収場所または、木曽クリーンセンターへも持ち込みができます。

ダンボール



対象　中が波状であるもの

■ダンボールの出し方
①シール・ガムテープ・金具などは取り除いてください。
②運びやすいようにひもなどで縛って出してください。

対象外　防水コートや汚れているもの
臭いのあるもの

新　聞　紙



■新聞紙の出し方
①チラシ・広告は取り除いてください。
②運びやすいようにひもなどで縛って出してください。

紙製飲料パック

対象　牛乳・ジュースの紙製パック

対象外　中がアルミ（銀色）の紙製パック
対象外は可燃ごみへ

■紙製飲料パックの出し方

洗う



開く



紐で縛る



古紙・チラシ・雑紙・雑誌類・その他古紙



チラシ


パンフレット



カタログ


コピー紙


ハガキ
圧着ハガキは除きます


封筒
・ビニールの窓はとります
・紙の窓はそのまま


名刺


メモ用紙



ノート



金属はとって
カレンダーなど

対象 チラシ・包装紙・雑誌・書類など





雑がみ
・紙以外を入れないでください
・ひもなどで縛り中身が出ないようにしてください

■紙類の出し方

①持ちやすいサイズに折りたたみ、ひもなどで縛って出してください。
②小さな紙は**紙袋に入れて**出してください。**きちんと分別してください。**
※古紙類については町村ごとに異なる場合があります。各役場へお問い合わせください。

対象外 カーボン紙・感熱紙・テープ・シール・臭いの強い紙（線香や石けんの箱など）・ラップの芯などの硬い紙類→可燃ごみへ

紙のリサイクルは資源の有効活用でいろいろな製品に生まれ変わり再利用されます


新聞


雑誌


ダンボール


紙パック


新聞


雑誌
お菓子の箱など


ダンボール


トイレットペーパー

プラスチック製容器包装

回収日	プラの日（月２回）
回収場所	ごみステーション
出し方	プラスチック製容器包装指定袋（黄色）

容器包装とは、「容器」は商品を入れるためのもの（袋もこれに含まれます）、「包装」は商品を包むものと、お考えください。（商品を使った時に不用になるもののことです）そのうち、プラスチック・ビニール製のものが分別の対象となります。このようなプラスチック製の容器包装（プラ容器）には、目印に、「プラマーク」の識別表示がついています。（プラマークがついている「発泡スチロール」も対象です）

対象になるのは、この「プラマーク」のある、
プラスチック・ビニール製の容器・包装になります。

対象 プラスチック製容器包装の対象（例）


プラ製袋・フィルム類


プラ製ボトル類


プラ製パック・トレイ類

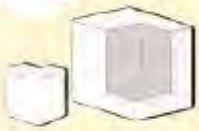

プラ・発泡製カップ類


チューブ容器類


あみ・ネット類


プラふた類

対象外（例）


発泡スチロール


ペットボトル


在宅医療廃棄物


危険品







プラマークがないプラスチック製品
湿布のテープも対象外です。

対象品でも汚れたものはリサイクルできません

①分別する
- プラマークがあるか
- 対象外ではないか

※迷ったらごみへ

マークが分からない

②きれいにする
- 汚れていれば拭くか水洗い
- キャップなどは外す
- きれいならそのまま

汚れ、臭いが取れない

可燃ごみに出してください。

③指定袋に入れ「プラ」の日に

指定袋は黄色い文字の「プラスチック製容器包装指定袋」をご使用ください。

注意：レジ袋などに入れないでください。（二重袋は禁止です）

注意：分別できなければ集めません。

注意：指定日以外は集めません

プラマークのないものは、全て対象外です。プラ容器に混ぜないでください。

ペットボトル
このマークが対象です

回収日	町村指定の回収日
回収場所	町村指定の回収場所
出し方	設置の回収ネットへ入れる

ペットボトルの識別マークは、飲料、酒類、しょうゆなどの容器に表示してあります



[PETボトル]の法定識別マーク

PET
ボトル

使われている部位

[プラスチック製容器包装]の法定識別マーク

キャップ：PP
ラベル：PS

JIS方式による[材質表示](任意での表示)

ステーションのペットボトル専用ネットに直接搬出

ペット1の表示(ラベル)がついているものが対象



■ペットボトルの出し方

①キャップ・ラベルを剥がす。
②中を水洗いしてください。
③回収場所の回収ネットへ入れてください。

①キャップとラベルをはずす



材質が違います！
キャップ・ラベルは プラ へ！

②なかをゆすぐ



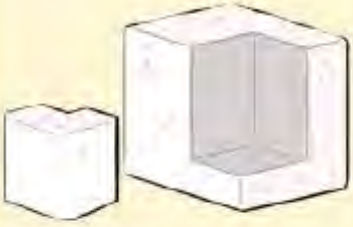
においや感染症予防のため！
きれいな状態でリサイクルへ！

対象外 (出せないもの)

- ■ 工作などに使用して、色を塗ったり、テープを貼ったり加工したもの
- ■ 汚れが取れないものや、中に異物が入っているものは「燃えるごみ」に出してください。
- ■ サラダ油など食用油の容器は同じような形でも対象外です。

発泡スチロール

回収日	町村指定の回収日
回収場所	町村指定の回収場所
出し方	設置の回収ネットへ入れる



■発泡スチロールの出し方

①シール等は剥がし、汚れ、臭いのあるものは洗う。
⇒汚れ、悪臭が取れなければ可燃ごみへ
②回収場所の回収ネットに入れる。

対象外 発泡以外のもの(ウレタン・塩ビ　など)
⇒可燃ごみへ

乾電池

回収日	不燃ガラスの回収日
回収場所	ごみステーション
出し方	不要な袋などに入れて出してください。



対象　マンガン乾電池・アルカリ乾電池・ボタン電池
オキシライド乾電池

対象外　充電式電池・バッテリー類
（ニッカド・ニッケル・リチウムイオンなど）
対象外は電気店などのリサイクルボックスに入れるか、購入先にご相談ください。

蛍光管

回収日	リサイクルガラスびんの回収日
回収場所	町村指定の回収場所
出し方	回収場所の設置容器へ入れてください。





対象　蛍光管（直管・円管・電球型の蛍光管）
①照明器具から外して蛍光管だけにしてください。
②回収場所の設置容器に入れてください。

対象外　LED管・電球・グロー球
対象外のものは不燃ガラスへお出しください。

食用廃油

回収日	—
回収場所	町村指定の回収場所
出し方	回収場所の設置容器へ入てください。



天かすなどは取り除く

対象　植物性の食用油
①不要な容器にため、回収場所に設置している容器へ移し替えてください。



対象外　動物性の食用油⇒固めて可燃ごみへ

注意：食用廃油の分別は対象外の地域があります。町村の分別に従ってください。

リサイクルびん

回収日	町村指定の回収日
回収場所	町村指定の回収場所
出し方	回収場所設置の容器へ

対象 リサイクルびんの対象

飲み物のびん



食品・調味料のびん



酒びん



■リサイクルびんの出し方

①ふた・リングを取る。
②剥がしやすいラベルは剥がしてください。
③中を水洗いする。
④町村指定の回収場所の設置容器へ色別で入れてください。
※化粧びんが対象外の地域は、不燃ガラスの日に出してください。

無色（透明）　茶　色　緑　色　黒　色　その他の色



※割れていてもリサイクルできますので、気をつけて出してください。

対象外 （不燃ガラスの日に出してください）

飲料用以外のびん
乳白色のびん
（陶器と区別が難しいため）





びん以外のガラス製品
（ガラス板・食器）



強化ガラス製品

衣類

回収日	ー	回収日	P-5 参照
回収場所	町村指定の回収場所	回収場所	木曽クリーンセンターリサイクルストックヤード
出し方	そのまま持ち込む	出し方	ポリ袋に入れ持ち込む

対象 布・化繊の衣類・シーツ・タオル・毛布・ハンカチなどの衣類

対象外 ビニール製品・革製品・汚れたもの・油やペンキの付着したもの・糸くず
裁断くず・電気毛布・毛糸・カーペット・ぬいぐるみ・不織布など

■衣類の出し方
①洗濯をして、汚れを落としてください。
②ボタン、ファスナー、装飾具などは付けたまま出してください。
※程度の良い衣類は海外などでリユースされるため、ボタンなどはそのままの状態でお持ちください。

注意：衣類の分別は対象外の地域があります。町村の分別に従ってください。

資源として出していただきたいもの

以下の品目は、製造販売メーカーがリサイクルを行っています。木曽クリーンセンターでも充電器、専用電池以外は不燃ガラス類として受け入れていますが、できる限りメーカーリサイクルにご協力ください。

■携帯電話



メーカーリサイクル 対象 スマートフォン・携帯電話・充電器・専用電池

携帯電話販売店、又は右のマークのあるお店でご相談ください。

■パソコン



メーカーリサイクル 対象 パソコン本体・ディスプレイ
付属品（スピーカー、マウス、キーボード）

対象外 スキャナー、プリンター、モデム類

PC リサイクル

左のマークのシールが貼付けされているパソコンは、購入時にリサイクル料金が納入済ですので、リサイクル料金は不要です。
マークがないパソコンを処理する際には、リサイクル料金が必要になります。

燃えるごみ

回収日	燃えるごみの収集日
回収場所	ごみステーション
出し方	燃えるごみ指定袋（赤色）

対象 紙くず・繊維くず・革製品・紙おむつ
資源にできない燃えるもの
シュレッダーダストは他のごみと混ぜずに指定袋（赤）に入れて出してください。


紙オムツ
※汚物はトイレへ


歯ブラシ


スポンジ


汚れた衣類・紙類

対象外 資源物はリサイクルへ出してください。
金属・ガラス等の燃えないごみ・電気製品・生ごみ・液体など
◦排泄物はトイレ等へ流してください。


バケツ


靴


ぬいぐるみ
おもちゃ


CD


鞄

粗大ごみ

回収日	ー
回収場所	ー
出し方	直接持ち込んでください

指定袋や証紙シールで収集できないごみは、粗大ごみとしてクリーンセンターへ持ち込んでください。
また、**町村が指定する一般廃棄物取扱事業所**へご依頼ください。

対象 燃えるごみ ⇒ 可燃ごみ処理施設まで
ふとん・家具類
スプリングの無いマットやソファーなど

燃えないごみ ⇒ 不燃ごみ処理施設まで
大きな家電（20kgを超えるもの）
スプリングがあるマットレスやソファーなど











対象外 処理できないごみ P20 を参照

■粗大ごみの出し方
可燃物と不燃物をできる限り分解・分別をしてください。
ふとん・毛布・カーペットは粗大ごみとして持ち込んでください。
（ただし、50 × 50㎝以下に裁断した場合は指定袋で収集します。）
可燃粗大ごみを持ち込む場合は、長さ180㎝以内、太さ10㎝以内にしてください。
大量の場合は受け入れできないことがあります。クリーンセンターへお問い合わせください。

燃えないごみ（不燃ガラス類）

回収日	不燃ガラスの収集日
回収場所	ごみステーション
出し方	燃えないごみ指定袋（青色）

不燃ガラス類



陶器・せともの類



プラスチック製家電製品

又は、小型家電リサイクルへ



灰・電池は不燃ガラスの日に



■燃えないごみ（ガラスの日）の出し方

①土の汚れや食器の食べ物の汚れなど落とす。びんなどで中身が入っている場合はカラにし軽く水洗いする。
電気製品は乾電池、燃料、掃除機のごみなどを取り除く。袋が破れそうな場合は証紙シールを使用

②指定袋に入れて、収集日に出す。危険なもの（割れた物）などが入っている場合は袋に書いてください。
灰は完全に消火していることを確認し、灰だけを指定袋に入れて、表面に「灰」と書いてください。

燃えないごみ（金物類）

回収日	金物収集日
回収場所	ごみステーション
出し方	燃えないごみ指定袋（青色）

空缶類

スプレー缶は穴を開ける



金属製品



金属製の家電製品

又は、小型家電リサイクルへ



■燃えないごみ（金物の日）の出し方

①土の汚れや食べ物の汚れなどを落す。缶などで中身が入っている場合はカラにし軽く水洗いする。
電気製品は乾電池、燃料などを取り除く。

②指定袋に入れて、収集日に出す。危険なもの（ハサミ等）などが入っている場合は袋に書いてください。
カセットコンロのガスボンベ、スプレー缶などの容器は、必ず穴を開け中身を抜いてから指定袋に入れてください。必ず外で穴を開けてください。

※指定袋に入らないものでも、証紙シールで出せるものがあります。証紙シールの使い方をご参照ください

受け入れできないごみ

リサイクル法対象品目
リサイクル法で消費者がリサイクル料金を負担し、メーカーがリサイクルを行うことが定められた品目は、木曽クリーンセンターで受け入れることができません。次の法律に従って処理してください。

家電リサイクル法（特定家庭用機器再商品化法）対象品目

テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機、エアコン



■リサイクル料金について
家電リサイクル法対象品目を処理する際には、排出するご家庭がリサイクル料金を負担することとなっています。料金はその品目、メーカーによって異なりますので、家電販売店や取扱業者又はリサイクル券センター（財団法人家電製品協会）にお問い合わせください。

家電リサイクル券センター　☎0120-31-9640

■出し方には次の方法があります。

出し方	家庭が負担する料金	
家電販売店に処理を依頼する	・リサイクル料金 ・収集運搬料	家電販売店にご相談ください。 （過去に購入した店舗など）
取扱の廃棄物処理業者に処理を依頼する	・リサイクル料金 ・収集運搬料	取扱業者が分からない場合はクリーンセンターにご相談ください。

【業務用のもの】業務用冷蔵庫・業務用テレビ・業務用洗濯機・空調システムなどは販売店へご相談ください。

自動車リサイクル法（使用済自動車の再資源化に関する法律）対象品目

自動車・バス・トラックなどの自動車部品全般

■出し方
自動車を廃車する場合には販売店、廃車取扱事業者にご相談ください。

クリーンセンターで処理することができないごみ

木曽クリーンセンターは一般廃棄物を処理する施設です。施設の性能、処理の安全性等により、受け入れて処理することができないごみがあります。以下の品目の処理は販売店、取扱業者にご相談ください。

■原動機・原動機付のもの

エンジンの付いた乗り物、機械類は取り扱いできません。
例：エンジン本体、自動２輪車、農業機械、コンプレッサーなど
※原動機部分を取り外しても受け入れできません。



■高圧容器

プロパンガスボンベ、消火器等の圧縮物の容器は取り扱いできません。
※カセットコンロのボンベやスプレー缶は穴などを開け中身をすべて出し、
金物として出せます。



■有害・危険物

廃油、劇物、劇薬、農薬、毒物、及びその容器、塗料、火薬、感染物、
感染性廃棄物、医療廃棄物、バッテリー類
（塗料の容器は、中身を全てカラにしてあればごみとして受け入れします。）



■タイヤ

自動車、オートバイなどのタイヤは取り扱いできません。
※自転車、作業用一輪車などのタイヤは処理できます。



■産業廃棄物

建築廃材や事業所、工場から排出される産業廃棄物は受け入れしません。
（事業所で排出される事務用品等一部を除く。）
事業者の方は法令に従ってごみを適正に処理してください。
また、石膏ボード、断熱材関係も処理することができません。



■農業用プラスチック等

農業は産業として分類されるため、プラスチック製の肥料袋や苗箱、
マルチなどは産業廃棄物となり、取り扱いできません。



■施設が受け入れできない大きなごみ

以下の大きさのごみは受け入れて処理することができません。
小さくして持ち込む、又は販売店へご相談ください。

可燃ごみ、**長さ 180㎝を超えるもの**、軽トラに収まらないもの
例：竹、木の枝、タンスなど
（分解、切断をし 180㎝以内になれば持ち込み可能です。）

不燃ごみ、単体で 100kgを超えるもの
例：コピー機（業務用）、金庫、金属部品など



上松町下水道排水設備指定工事店一覧

No.	指定工事店名	所在地	電話番号
1	㈲三和設備	上松町緑町3－35	52-4520
2	山一建設㈱	上松町大字小川2272	52-4700
3	㈲南木曽電気商会	上松町本町通り4－10	52-2247
4	㈱木曽管業	木曽町福島687－2	22-3358
5	㈲環境サービス	上松町大字小川2419 - イ-72	52-2587
6	㈲田尻	上松町大字上松1015－3	23-2796
7	㈲畑中工務店	上松町大字小川1333－1	52-5093
9	青木設備	上松町大字小川2357－1	52-4266
10	㈲板取管工	木曽町福島87	23-3048
11	㈱晃仙設備	大桑村野尻193	55-2371
13	千邑工務店	木曽町福島2876－10	22-2290
14	㈲平田管業店	大桑村大字殿1－2	55-3053
15	㈱エマ商会	上松町駅前通り2－48	52-2385
16	神稲建設㈱木曽支店	木曽町三岳10614-5	46-2158

No.	指定工事店名	所在地	電話番号
21	㈱下畑住宅設備	木曽町福島463	22-3341
23	㈲櫻井設備	大桑村野尻2850-4	55-2786
24	㈱加藤組	木曽町福島1764	22-2116
27	㈱管建工業	大桑村大字須原1546-1	55-4400
28	㈲奥村建設	木曽町福島6179	22-2132
29	めぐみサービス	木曽町福島新開7073	27-6013
30	㈲オクモ住設	木曽町開田高原末川5380	42-3104
31	㈱千村建設	木曽町日義2626	26-2335
35	大前施工	大桑村長野695	55-2928
40	㈱西峯建設	木曽町新開4114-1	22-2308
41	麦島設備工業	上松町大字小川42番地１	52-3189

計 25業者　　※空き番号は閉業・辞退等による欠番

上松町指定給水装置工事店一覧

No.	指定工事店名	所在地	電話番号
1	㈲南木曽電気商会	上松町本町通り4－10	52-2247
2	㈲三和設備	上松町緑町3－35	52-4520
4	沢口風呂店	上松町大字上松1004-1	52-4815
5	㈲田尻	上松町大字上松1015－3	23-2796
6	㈲環境サービス	上松町大字小川2419 - イ-72	52-2587
7	青木設備	上松町大字小川2357－1	52-4266
8	㈲平田管業店	大桑村大字殿1－2	55-3053
9	㈱木曽管業	木曽町福島687－2	22-3358
11	㈱下畑住宅設備	木曽町福島463	22-3341
12	五十嵐工業㈱	岐阜県中津川市茄子川2077-8	0573-68-2161
13	㈱晃仙設備	大桑村大字野尻193	55-2371
16	㈲櫻井設備	大桑村大字野尻748-6	55-2280
17	山一建設㈱	上松町大字小川2272	52-4700
19	㈲奥村建設	木曽町福島6179	22-2132
21	㈲畑中工務店	上松町大字小川1333-1	52-5093

No.	指定工事店名	所在地	電話番号
22	上松プロパン販売所	上松町緑町1-25	52-2519
23	㈲板取管工	木曽町福島87	23-3048
24	㈱エマ商会	上松町駅前通り2-48	52-2385
29	㈱管建工業	大桑村須原1546-1	55-4400
30	㈱千村建設	木曽町日義2810-8	26-2335
31	㈲オクモ住設	木曽町開田高原末川5380-5	42-3104
32	オクハラ住設	木曽町日義3783-3	26-2082
33	大前施工	大桑村大字長野695	55-2928
34	㈲原設備	岐阜県中津川市坂下4240-1の1の2	0573-75-2780
35	テクノ クレヌマ	大桑村大字長野113	55-3263
37	㈱加藤組	木曽町福島1764	22-2116
38	麦島設備工業	上松町大字小川42-1	52-3189
39	㈱そやの住設	木曽町日義4488-5	23-8025
40	㈱コマツ	上伊那郡箕輪町大字中箕輪1365	0265-79-2568
41	㈱南信設備	下伊那郡阿南町西條2162-3	0260-31-0305

計 30業者　　※空き番号は閉業・辞退等による欠番

子育て支援事業

住民福祉課　保健衛生係　０２６４－５２－２８２５
教育委員会事務局　０２６４－５２－４９００

妊娠から出産まで

●不妊治療支援事業
　不妊治療費の一部を支援いたします。個別に相談を実施しています。

●母子健康手帳交付時の健康相談
　母子健康手帳をお渡しするときに、妊娠・出産について不安なこと等の相談に保健師・管理栄養士が対応します。

●妊婦一般健康診査助成制度
　全１４回ある妊婦一般健康診査費用を１４回助成します。（超音波検査４回を含む）母子健康手帳交付と同時に手続きをします。

●母親学級
　妊娠中の生活、出産の準備、出産の経過、産後の生活、新生児の育児等の学習の場です。またお友達づくりの場にもなります。

●個別相談
　妊娠から出産後までの不安や心配、悩み等の相談に随時個別に応じています。

出産から３歳児まで

●出産祝い金の支給
　お子さんの出産のお祝いとして、祝い金と商品券の支給をします。出生届提出時にご案内します。

●ハローウッド
　上松町に生まれ育つお子さんに、木製の子ども用品をお祝いの品としてプレゼントします。出生届提出時にご案内しますので、申請書を教育委員会事務局（子育て支援係）へ提出してください。

●乳児一般健康診査（１ヶ月健診）助成制度
　医療機関で行う１ヶ月健診の個人負担金を助成します。出生届提出時に手続きをします。

●新生児訪問
　病院から退院したお母さん・お子さんの健康相談に応じるために、家庭訪問します。里帰り先が木曽郡内の場合、里帰り先の町村で行うこともできます。希望により住民票がなくても家庭訪問に応じています。対象の方には個別に連絡をします。

●２～３ヶ月児健康相談
　お子さんの健康相談（身体計測、健康チェック等）を行います。対象の方には個別通知します。

●離乳食講習会
　お子さんの離乳食の進め方等について、支援・相談します。同時に身体測定を行い、健康チェック等、相談に応じます。対象の方には個別連絡します。

●４ヶ月健康診査
　小児科・整形外科医師による健康診査です。木曽町・木祖村・王滝村と合同で行いますので、会場は木曽町になります。対象の方には個別通知します。

●乳児健康診査（７ヶ月・１０ヶ月・１２ヶ月）
　偶数月（隔月）に行います。（多少異なる場合があります）医師の診察、発育状況の確認及び支援、保健相談、栄養相談、歯科相談、育児相談を行います。対象の方には個別通知します。

●幼児健康診査（１才半、２才、３才）
　奇数月（隔月）に行います。（多少異なる場合があります）医師・歯科医師の診察、発育状況の確認及び支援、保健相談、栄養相談、歯科相談、育児相談を行います。対象の方には個別通知します。

●幼児歯の教室
　２才６ヶ月児、３才６ヶ月児に歯の染め出しと歯科相談を行います。

●在宅育児世帯応援給付金
　満1才から、満３才に達する年度までのお子さんを家庭で子育てする世帯（保育所を利用していない世帯）に対し、月額1万円を給付します。対象世帯には個別通知します。

３歳から１８歳とその他の支援

●健康相談
　随時希望者（個別）に、健康相談・栄養相談を行います。専門機関、医療機関と連携した支援を行います。

●５歳児健康相談
　５歳に達したお子さんを対象に、集団遊びや個別簡易検査を実施し、保護者のみなさんとお子さんの成長や得意なこと、苦手なことを確認しながら相談を行います。

その他

●母子保健・栄養相談
　妊婦さんから赤ちゃん、お子さん、ご家族の健康に関する相談に保健師・管理栄養士が家庭訪問・面接・電話等で応じます。

●発育・発達相談
　お子さんの発育・発達に関する相談に言語聴覚士・理学療法士・作業療法士・保健師が応じます。

●予防接種
　対象者には個別通知で詳細をお知らせします。

●チャイルドシート購入費助成
　満６歳未満の乳幼児がいる世帯の保護者に、新規でチャイルドシートを購入した場合、助成金を支給します。教育委員会事務局（子育て支援係）で手続きを行います。

●ウエルカム祝い金
　中学修了前までのお子さん連れ世帯、またはお子さん（中学修了前まで）が上松町に転入された時に、商品券を支給します。申請書を役場または教育委員会事務局に提出してください。



子育て支援センター

子育て支援センター
０２６４－５２－２１１１

子育て支援センターは、お子さんの健やかな成長を願い保護者のみなさんが余裕を持って子育てが楽しめるよう、応援していきます。
親子で自由に遊んだり、育児の悩み・不安の意見交換をしてみませんか。

行事日程等はお気軽に保育士にお尋ねください。毎月子育て支援センター通信「たんぽぽ」を発行しています。育児のちょっとしたアドバイスなど参考にしてみてください。

子育て支援センター開放(遊びの広場)

センターの開放時間内に、親子または祖父母と孫等でお過ごしください。ベビー開放など、年齢ごとの開放日もあります。親子交流の場としてお使いください。お友だちづくりの場には最適です。
おもちゃや絵本、砂場もあります。夏はプール遊びも楽しめます。

一時預かり

就労、急な用事、通院等で子どもをみて欲しい時、お子さんをお預かりします。
緊急時以外は事前に申し込みをお願いします。

◇◆◇一時預かり料金表◇◆◇

受入日	受入れ時間	対象児	１時間の料金	
			町民	町民外
月曜日～金曜日	８：３０～ １７：００	幼児	２００円	６００円
		乳児	４００円	
土曜日 （完全予約）	９：００～ １７：００	幼児	４００円	７５０円
		乳児	６００円	
登録料			無料	２，０００円

*０歳児の乳児から就学前児童が対象となります。(おおよそ生後７ヶ月頃から)※保育士にご相談ください。
*一時預かりをご利用する場合は、事前に登録が必要です
*予約は、希望する日の１ヶ月前から３日前までです。
*特別な事情がある場合で、上記以外の時間帯に受け入れた時は１時間１００円加算されます。
*利用料金は、利用日に現金で納めていただきます。
*お子さんの体調が悪い時は利用を控えてください。
*時間の変更、キャンセルの場合は早めに連絡してください。
*持ち物には記名をしてください。



企画・行事

体操教室、絵本と遊ぼうなど、年齢に合わせた行事を行います。予定は毎月子育て支援センターが発行する通信「たんぽぽ」をご覧ください。

育児相談

乳幼児期から思春期(中・高校生)のお子さんをお持ちのご家族のみなさんの相談窓口です。子育て支援センターに来所されなくても電話で相談をお受けします。

ブックスタート

生後７ヶ月健診時に、絵本の読み聞かせと絵本を一冊プレゼントします。赤ちゃんと、絵本を通して楽しい時間を分かち合いましょう。

子育てサークル支援

同じ歳の子どもをもつ親同士の集まり、その他子育てに関わる自主活動をするサークルにお部屋をお貸しします。(要相談)サークル作りのお手伝いもします。

保育園

教育委員会事務局　子育て支援係　０２６４－５２－２１１１
上松保育園　０２６４－５２－２０８６

上松保育園は子育て支援センターと共に、上松町の子育て支援の拠点としての役割を担っています。

保育園とは・・・

保護者が家庭でお子さんを十分に保育できない時、保護者にかわって保育する児童福祉施設です。

保護者が家庭で十分に保育できない時とは・・・
○保護者が昼間、家庭の外で仕事をしている
○保護者が昼間、家庭で家事以外の仕事をしている
○死亡などにより、保護者がいない
○保護者が出産の前後、病気や心身に障がいがある
○家庭で長期にわたる病人や、心身に障がいのある人の看護に当たっている場合
○災害や風水害などで家屋を失ったり、破損したため復旧に当たっている
などの場合です。

入園手続について・・・

毎年４月から入園を希望される方については、前年の１１月頃に開催する入園説明会に参加し、申し込み関係書類を期日までに提出してください。

審査後、要保育に該当する方は２月中に１日入園のご案内を送付します。１日入園では、園についての詳しい説明があるのでご参加ください。

年度途中の入園を希望される方へ・・・

上松町へ転入され、就労・病気等により家庭で保育ができない場合、年度途中で入園を希望される方は、教育委員会事務局子育て支援係へ連絡をしてください。

定員に余裕があり審査後、要保育に該当する場合は利用決定通知書を送付します。

入園前に保育園へお子さんと出向いていただき、持ち物等の詳しい説明をお聞きください。

保育園ってどんなところ？　保育園の一日

開門	７時３０分
早朝保育〔希望保育〕	７時３０分～８時３０分
通常保育（平日）	８時３０分～１６時３０分
８時３０分～ １１時３０分～ １２時３０分～ １４時３０分～ １５時３０分～	登園、縦割り保育、 学年・クラス別保育 昼食 お昼寝準備・お昼寝 おやつ 順次降園
長時間保育〔希望保育〕	１６時３０分～１９時
土曜日保育〔希望保育〕	平日と同様時間・混合保育

目標とする子どもの姿

①元気に友達と遊ぶ子ども
②自分のことは自分でできる子ども
③じょうぶで体力のある子ども
④思いやりのある子ども
⑤自然に関心を向けることができる子ども
⑥友だちと協力したり、自分の考えを話したり、表現できる子ども

保育園の年間行事

４月・入園式、保護者総会、家庭訪問、年長歯科指導
５月・よもぎ団子作り、春の遠足、交通安全教室
　　年長親子バス遠足
６月・内科健診、歯科検診、参観日、年中歯科指導
７月・年長赤沢交流遠足
８月・夏期保育、カレー作り
９月・防災訓練
10月・運動会、秋の遠足、内科健診、年少歯科指導
11月・焼き芋会、土曜日参観日、おでん作り
12月・クリスマス会、餅つき会、大掃除
１月・参観日
２月・お楽しみ会
３月・卒園保護者会、お別れ会、卒園式

※行事は年度により異なる場合があります。



小学校・中学校

教育委員会事務局
０２６４－５２－４９００

＊小・中学校の転入出について＊　手続等のお問い合わせは、上松町教育委員会事務局までお願いします。



上松小学校



上松中学校

学童期の子育て支援

教育委員会事務局　子育て支援係
０２６４－５２－２１１１

＊放課後児童クラブ　おひさまクラブ＊

昼間（放課後）家庭に保護者がいない児童の放課後の保育を行います。

対象児＊共働き家庭または一人親家庭
＊保護者が病気療養中の家庭
＊上記家庭で、高齢者に子どもをみてもらっている
＊在宅介護中の家庭
上松小学校・木曽養護学校の児童・生徒が対象です。

開設日　**毎週月曜日～土曜日**
（学校が臨時休校の場合でも原則的に開設します）
夏休み・冬休み・春休み
（お盆・年末年始は休み）

開設時間　平日：下校時～１９時
学校休校日：８時～１９時

費用　保険料：１０００円（保護者会費１００円を含む）
利用料：放課後２００円（おやつ代含む）
１日開設日６００円（給食・おやつ代を含む）

運営団体　**ＮＰＯ法人上松町こども未来会議**
〒399-5607　上松町小川１８１４
５２－３３９５
（町から委託）

申し込み　【在学中の児童】随時おひさまクラブへ申込
【新１年生の児童】２月の就学前教育時に、
説明会を開催のち申込み

＊放課後子ども教室　きっころ（木心）＊

子どもが帰宅しても近所に遊び相手がいなかったり、安心して遊ぶことができる場所が少なくなってきているため、全児童を対象として、安全で安心して遊ぶことができる放課後の居場所を提供しています。

運動や工作、自由遊びを通じて異年齢の交流も行っています。

対象児　上松小学校全児童

開設日　平日授業のある日の放課後
（終業式や卒業式の日はお休みです）
夏休み・春休み期間中の４～５日

開設時間　授業日：授業終了後～１７時
長期休業：９時～１２時
（プールの時期や、バスなどで１日出かけるなど行事の日は１６時頃まで）

活動場所　上松小学校内余裕教室、体育館、校庭、社会体育館

費用　保険料：１人８００円
利用料：無料　ただし、クリスマス会や行事の時は、実費をいただきます。

運営団体　**教育委員会　５２－２１１１**
きっころ（木心）直通　５２－２５５８

スタッフ　教育活動推進員：宿題をみてくれます
教育活動サポーター：遊びの見守り
その他：運動教室、工作の講師の方

申し込み　申込書に保険料を添えて、教育委員会事務局へ申込み
（用紙はきっころ、教育委員会事務局にあり）

2．続けて手当を受ける場合

●現況届（毎年６月に提出）

６月分以降の児童手当等を受けるには
現 況 届 が 必 要 で す ！

現況届は、毎年6月1日の状況を把握し、6月分以降の児童手当等を引き続き受ける要件（児童の監督や保護、生計同一関係など）を満たしているかどうかを確認するためのものです。

※　必要に応じて添付書類を提出いただくことがあります。

※　現況届の提出がない場合には、6月分以降の手当が受けられなくなりますので、ご注意ください。

3．以下の１～５に該当するときは、お住まいの市区町村に届出が必要です。

1．児童を養育しなくなったことなどにより、**支給対象となる児童がいなくなったとき**

2．**同じ市区町村の中で住所が変わったとき、**養育している児童の住所が変わったとき

3．**他の市区町村や海外へ転出するとき**

4．受給者の方または養育している**児童の名前が変わったとき**

5．国内で児童を養育している者として、海外に住んでいる父母から**「父母指定者」**の指定を受けるとき



所得制限限度額

扶養親族等の数（カッコ内は例）	所得額（万円）	収入額の目安（万円）
0人（前年末に児童が生まれていない場合 等）	622	833.3
1人（児童１人の場合 等）	660	875.6
2人（児童１人 ＋ 年収103万円以下の配偶者の場合 等）	698	917.8
3人（児童２人 ＋ 年収103万円以下の配偶者の場合 等）	736	960
4人（児童３人 ＋ 年収103万円以下の配偶者の場合 等）	774	1002
5人（児童４人 ＋ 年収103万円以下の配偶者の場合 等）	812	1040

※　扶養親族等の数は、所得税法上の同一生計配偶者及び扶養親族（里親などに委託されている児童や施設に入所している児童を除きます。以下、「扶養親族等」といいます。）並びに扶養親族等でない児童で前年の12月31日において生計を維持したものの数をいいます。
　扶養親族等の数に応じて、限度額（所得額ベース）は、１人につき３８万円（扶養親族等が同一生計配偶者（７０歳以上の者に限ります。）又は老人扶養親族であるときは４４万円）を加算した額となります。

※　「収入額の目安」は、給与収入のみで計算しています。あくまで目安であり、実際は所得額で所得制限を確認します。

※　児童を養育している方の所得が上記の額以上の場合、法律の附則に基づく特例給付（児童１人当たり月額一律5,000円）を支給します。

寄付について

児童手当等の全部または一部の支給を受けずに、これをお住まいの市区町村に寄付し、地域の児童の健やかな成長を支援するために役立ててほしいという方には、簡便に寄付を行う手続があります。ご関心のある方はお住まいの市区町村にお問い合わせください。

児童手当制度のご案内

児童手当は
住所地の市区町村に
申請してね！！



毎年６月の現況届もお忘れなく！

【お問い合わせ】
上松町教育委員会事務局
子育て支援係
☎　52－4900
FAX　52－1038

上松町

～児童手当について～

1．支給対象

中学校卒業まで（15歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の児童を養育している方

2．支給額

児童の年齢	児童手当の額 （１人当たり月額）
３歳未満	一律15,000円
３歳以上 小学校修了前	10,000円 （第３子以降は15,000円）
中学生	一律10,000円

※　児童を養育している方の所得が所得制限限度額以上の場合は、特例給付として月額一律5,000円を支給します。

（以下、児童手当と特例給付を合わせて「児童手当等」といいます。所得制限については裏面をご覧ください）

※　「第3子以降」とは、高校卒業まで（18歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の養育している児童のうち、３番目以降をいいます。

3．　支給時期

原則として、毎年6月、10月、2月に、
それぞれの前月分までの手当を支給します。
例）６月の支給日には、２～５月分の手当を支給します。

4．　保育料や、申し出があった方についての学校給食費などを、市区町村が児童手当等から徴収することが可能です。

※　保育料などの徴収を実施するかどうかは、各市区町村で異なります。



児童手当制度では、
以下のルールを適用します！



1．原則として、児童が**日本国内に住んでいる場合に支給します**（留学のために海外に住んでいて一定の要件を満たす場合は支給対象になります）。

2．　父母が離婚協議中などにより別居している場合は、**児童と同居している方に優先的に支給します。**

3．　父母が海外に住んでいる場合、その父母が、**日本国内で児童を養育している方を指定すれば、その方（父母指定者）に支給します。**

4．　児童を養育している未成年後見人がいる場合は、**その未成年後見人に支給します。**

5．　児童が里親などに委託されている場合や施設に入所している場合は、原則として、**その児童の里親などや施設の設置者に支給します。**

手続の方法は…

1．はじめに行うこと

●認定請求

お子さんが生まれたり、他の市区町村から転入したときは、現住所の市区町村に「認定請求書」を提出すること（申請）が必要です（公務員の場合は勤務先に）。
市区町村の認定を受ければ、原則として、申請した月の翌月分の手当から支給します。申請はお早めにお願いします。

※　請求者名義の金融機関の口座番号がわかるものなど、必要に応じて添付書類を提出していただくことがあります。

※　認定請求書には、請求者等の個人番号の記載が必要です。

申請は、出生や転入から15日以内に!

15日特例　児童手当等は、原則、申請した月の翌月分からの支給となります。

ただし、出生日や転入した日（異動日）が月末に近い場合、申請日が翌月になっても異動日の翌日から15日以内であれば、申請月分から支給します。
申請が遅れると、原則、遅れた月分の手当を受けられなくなりますので、ご注意ください。

1．お子さんが生まれたとき

出生の日の翌日から15日以内に、
現住所の市区町村に申請が必要です!

※　里帰り出産などで、母親が一時的に現住所を離れている場合も、現住所の市区町村への申請をお忘れなく！

2．他の市区町村や海外から転入したとき

転入した日（転出予定日）の翌日から15日以内に転入先の市区町村へ申請が必要です!

公務員の場合

公務員の場合は、勤務先から児童手当が支給されます。以下の場合は、その翌日から15日以内に現住所の市区町村と勤務先に届出・申請をしてください。

〇公務員になった場合
〇退職等により、公務員でなくなった場合
〇公務員ではあるが、勤務先の官署に変更がある場合

※　申請が遅れると、原則、遅れた月分の手当が受けられなくなりますので、ご注意ください。

ながの子育て家庭優待パスポート
ご活用ください！

長野県将来世代応援県民会議

長野県と市町村では子育て家庭に対し、買い物等の際に割引など各種サービスをご提供いただく**「ながの子育て家庭優待パスポート事業」**を実施しています。

年度末年齢18歳以下のお子さんがいる家庭、妊婦さんがいる家庭が対象となります。

さらに年度末年齢18歳以下のお子さんが3人以上いる家庭には、更に充実したサービスを受けられる**「多子世帯応援プレミアムパスポート事業」**を実施しています。





ポイント１ 県内約5,100の協賛店舗で利用できる！

ポイント２ 県外の協賛店舗でも利用できる！
※「多子世帯応援プレミアムパスポート」は対象外です。

このマークが目印！

全国共通 ソダテ

ポイント３ カードが使えるお店を簡単に検索できる！
検索サイト、検索アプリ（ダウンロード無料）で経路検索やお近くの協賛店を見つけることもできるので、とっても便利。

協賛店検索サイト

ながの子育て　検索

http://pass.nagano-kosodate.net/ksearch/



アプリ



検索アプリは
約6,000人が活用中！
(2018年末時点)
ぜひダウンロードしてください♪

詳しくは
・お住まいの市町村の子育て支援担当課　　あるいは
・長野県将来世代応援県民会議（長野県県民文化部次世代サポート課）
０２６－２３５－７２０７までお問い合わせください。

「ながの子育て家庭優待パスポート」「多子世帯応援プレミアムパスポート」

よくある質問・協賛店舗からのおねがい

Q１　カードに書かれた有効期限まで使えるの？

A１　カードに記載された有効期限中でも、お子様が対象年齢を過ぎるとカードは使えなくなります。(対象年齢は下記をご参照ください)
対象年齢を過ぎたら、ご家庭でカードの破棄をお願いします。

◆「ながの子育て家庭優待パスポート」：
一番年下のお子様が18歳の誕生日のあと、最初に迎える３月31日
(年度末年齢18歳以下)まで

◆「多子世帯応援プレミアムパスポート」：
年度末年齢18歳以下のお子様が３人以上いる家庭が対象。
対象年齢のお子様が３人未満になると使用できなくなります。

Q２　カードが破れてしまった！新しいカードはどこでもらえる？

A２　お住まいの市町村で新しいカードの再発行を行っています。
申請に必要な持ち物など、詳しくは各市町村の子育て支援担当課へご連絡ください。

Q３　お店で会計を済ませた後に、協賛店であることを知った。会計の後でも優待サービスを提供してもらえる？

A３　会計後のカード提示はご遠慮ください。
お店を利用する前に、検索サイトやアプリ、店頭のポスターなどで協賛店舗かどうかを確認してください。

Q４　引っ越すためカードが不要になる。知人に譲ってもいい？

A４　対象の家庭のみ使用できるカードなので、カードを第三者に譲る、貸す、転売する、複製する等の行為は禁止しています。
また、全47都道府県で同様の子育て支援カードの事業を実施しています。引っ越し先の自治体で新しいカードを発行してもらえますので、古いカードは破棄をお願いします。

～皆さまのご理解とご協力をお願いします～

この事業は、子育て家庭を応援したいという協賛店舗のご厚意と、ご利用の皆様の善意とで成り立っています。ルールを守ってご利用ください。

公民館施設について

教育委員会事務局　社会教育係
０２６４－５２－２１１１

上松町公民館

・開館時間　平日・土曜日　８時３０分～２１時
　　日曜日　　８時３０分～１７時
※年末年始は休館

地域住民の文化・教養・健康を高める拠点となっています。館内にはカフェや図書室、フィットネスルーム、会議室などがあり、気軽にご利用いただけます。

会議室、教室、工作室、イベント室、調理室を利用される場合は、事前に電話で空き状況を確認していただ



１階

・フィットネスルーム

様々なトレーニング器具やボルダリング施設があり、だなたでも気軽に体を鍛えることができます。
利用される際は室内履きを持参のうえ、公民館事務局までお申しつけください。

利用料　１人１回　３００円
※小学生以下は保護者の同伴が必要となります。

・子育て支援センター

お子さんの健やかな成長と保護者の子育てを支援しています。詳しくは「子育て支援センター」をご覧ください。

・資料室

町誌の編纂等にも使用された郷土資料が所蔵されています。閲覧の際は事務局に声をかけてください。

２階

・Café　I　Will

こまくさワークセンターのみなさんによる喫茶です。フレンチプレスによる本格的なコーヒーやトースト等の軽食を提供しています。憩いの場として気軽にご利用ください。

営業時間　平日　10：30～16：30
　　土・日　9：30～16：30
　　休業日　月曜日(臨時休業あり)・年末年始
Café I Will お問合せ(０９０－１１２８-５２２７)

・図書室

一般書・児童書の閲覧や貸出ができます。室内にはキッズスペースもあり親子でも安心して利用できます。

開館時間　平日　9：30～18：30
　　土・日・祝　9：30～16：30
　　休館日　月曜日・年末年始・蔵書点検期間
貸出冊数　１人５冊まで(新着図書は１人１冊まで)
貸出期間　３週間(新着図書は１週間)
※詳細は公民館図書室の利用についてをご覧ください。

・イベント室

多目的に利用できるスペースとなっています。展示で利用される場合は、事前にご相談ください。

利用料　１時間　３００円
冷暖房費　１時間　１００円

・教室

小規模の講座や講義などに使用できる部屋です。室内は防音使用になっているため、音楽系サークルの活動にもお使いいただけます。

利用料　１時間　４００円
冷暖房費　１時間　１００円

３階

・大会議室

館内で一番広い会議室となっています。100人程度の利用ができます。講演会や研修会、各種イベントに利用できます。

利用料　１時間　８００円
冷暖房費　１時間　１００円

・調理室

６台の調理台と講師の手元を見る実習用鏡を設置した調理室です。料理教室などに利用できます。

利用料　１時間　６００円
冷暖房費　１時間　１００円

・工作室

クラフトや絵画など、ものづくりに向いた部屋です。防音仕様のため多少の音の出るような作業も安心です。

利用料　１時間　４００円
冷暖房費　１時間　１００円

・和室１・２

茶道や花道といった活動に最適です。ふすまを開けるとひとつの部屋として利用できます。

利用料　１時間　各１５０円
冷暖房費　１時間　各　５０円

・会議室１・２

小規模な会議に適した広さの部屋になっています。両会議室の間はスライド式のパーテーションになっており、開放することで一つの会議室としても利用することができます。

利用料　１時間　各３００円
冷暖房費　１時間　各１００円

社会体育施設について

教育委員会事務局　社会教育係
０２６４－５２－２１１１

社会体育施設について

・社会体育館
公民館に隣接する体育館です。
利用料　１時間（全面）2,000円（半面）1,000円
電気料　１時間（全面）1,000円（半面）1,000円

・下河原町民運動場
多目的運動場です。夜間照明あり。
利用料　１時間　2,000円
電気料　１時間　1,000円

・寝覚町民運動場
テニスコート（クレー）２面。夜間照明あり。
利用料　１時間（１面）　500円
電気料　１時間　1,000円

・荻原体育館
利用料　１時間　1,500円
電気料　１時間　800円

・Ｂ＆Ｇ上松町海洋センター
プールはすべて温水です。未就学児からご高齢の方まで幅広くご利用いただけます。
大プール（25ｍ×6コース）・小プール・ジャグジーあり
営業期間　５月中旬～１０月下旬
（詳しくは公民館へお問い合わせください）
利用料　大人（高校生以上）300円
小人（小中学生）　150円
保育園児以下　無料

・上松小学校体育館（※休日及び夜間のみ利用できます）
屋内照明あり。ステージあり。
利用料　１時間　1,500円
電気料　１時間　800円

・上松中学校体育館（※休日及び夜間のみ利用できます）
ステージあり。
利用料　１時間　2,000円
電気料　１時間　1,000円

・寝覚マレットゴルフ場
芝９ホール、クレー９ホールの計１８ホール
地形を活用した独特のコースです。
利用料　大人（高校生以上）１回　300円
中学生以下　100円
器具使用料　1組　100円

各施設をご利用・ご予約の際は事前に公民館事務局までご相談ください。



上松町公民館図書室の利用について

～初めて利用される方へ～

開館時間

火～金曜日　　9：30～18：30
土・日・祝日　9：30～16：30

休館日

月曜日
年末年始
蔵書点検期間中

貸出冊数

１人　３冊まで
（ただし、新着図書は１人１冊まで）

貸出期間

３週間
（ただし、新着図書は１週間）



初めて利用されるとき

・ 利用者登録が必要です。手続き完了までお待ちいただく場合がございますが、ご了承ください。
・ 貸出申込書に必要事項を記入してください。その後カードを発行します。
（利用者登録をしていない場合、貸出できませんので、ご注意ください）

貸出

・ 利用者カードと借りたい本をカウンターまでお持ちください。
・ カウンターに職員がいない場合は内線でお呼びください。
（貸出手続き前の本は図書室から持ち出さないようお願いします。）

返却

・ 本は返却ボックスに入れてください。棚には戻さないでください。
・ 返却のみの場合はボックスに入れておいてください。カードは必要ありません。
・ 休館中の返却は専用の返却ボックスへ入れてください。

大型絵本・雑誌等の貸出



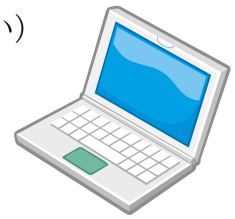
・ 一般書籍・絵本とは別に貸出しています。
・ 雑誌を借りる際は本と一緒にカウンターへお持ちください。
・ 大型絵本はカウンター内にありますので、職員まで声をかけてください
（カウンターの中には、入らないでください）

県立図書館からの貸出

・インターネットを利用して、県立図書館から書籍を借りることが出来ます。
（別途、県立図書館の利用者登録が必要です）
・インターネット利用ができない方でも貸出ができます。職員までお問い合わせ下さい。
・書籍の受取は公民館事務所の受付になります。

書籍検索

- 図書室所蔵の書籍は検索用のパソコンで貸出の有無、所蔵位置などが検索できます。
- 検索結果に該当書籍がない場合は所蔵していないものです。
- 所蔵していない書籍はリクエストもできます。リクエスト用紙に記入してください。
  （要望に沿えない場合もございますので、あらかじめご了承ください）

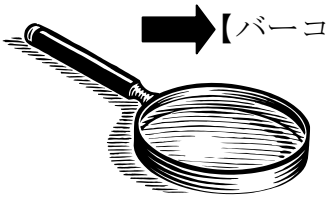


予約

- 借りたい本が貸出中の場合、検索用のパソコンから予約ができます。

手順

【借りたい本を検索】 ➡ 【借りたい本をクリックし下側の「予約登録」をクリック】



➡【バーコードリーダーで利用者カードのバーコードを読む】

➡ 【もう一度「予約登録」をクリック】 ➡ 【完了！】

寄贈

- 寄贈をしていただける方は公民館までご連絡下さい。

（蔵書の有無などによって受入できない場合があります。郷土資料は積極的に受入させていただきます）

その他

- 利用について不明な点、ご意見・ご要望等がありましたら担当までお気軽にお問い合わせください。
- 電話での問い合わせも受付けておりますが、利用者登録等の際には一度来館していただきますようお願いします。

注意事項

・図書室内の飲食・喫煙はご遠慮ください。持ち込みもお控えください。
・図書室内は静かに利用しましょう。携帯電話での通話もお控えください。
・カウンター内には入らないで下さい。カウンター内のパソコンにも触れないようお願いします。
・閲覧した本で返却場所が分からない場合は閲覧返却場所に置いて下さい。
・本はみんなのものです。書込み等は絶対にしないでください。破損等してしまった場合は、職員までお知らせください。
・本は貸出手続きを行ってから、持出してください。
（コピー等で持出す場合は、職員まで声をかけてから持出してください。）
・禁帯出シールが貼ってある本は貸出できません。図書室での閲覧のみです。
・図書の「また貸し」はしないでください。
・ 図書をコピーする際は、職員まで一言声をおかけください。



図書室の利用者についての制限はありません。
利用登録をしていただければ、どなたでも無料で利用できます。
ルールを守って皆で気持ち良く利用できるようにしましょう。

上松町公民館図書室
ＴＥＬ0264－52－2111

成人保健サービス

住民福祉課　保健衛生係
０２６４－５２－２８２５

健診等	該当者	主な内容
国保特定健診	40歳～74歳までの町国保加入者	身体測定、血圧、診察、尿検査、血液検査、心電図、眼底検査
特定保健指導	該当者にお知らせします	保健師・管理栄養士による特定健診後の保健指導
ヘルスケア健診	20歳～39歳までの方	身体測定、血圧、診察、尿検査、血液検査、心電図、眼底検査
成人歯科健診	20歳以上の方	歯科診察、歯科相談
肝炎検査	40歳以上で受けたことのない方	血液検査（Ｂ型肝炎、Ｃ型肝炎）
後期高齢者健診（※）	75歳以上の方	身体測定、血圧、診察、尿検査、血液検査、心電図

がん検診等	該当者	主な内容
胃検診	50歳～74歳の男性・女性	胃Ｘ線撮影(バリウム検査)
大腸がん検診	40歳以上の男性・女性	便潜血反応検査（２日間）
肺がん検診	40歳以上の男性・女性	ヘリカルＣＴ撮影
子宮頸がん検診	20歳～79歳の女性	子宮頚部細胞検査
乳房検診(マンモグラフィ)	40歳～79歳の女性	マンモグラフィ撮影
乳房検診(超音波検診)	30代の女性、40歳～78歳の女性	超音波検査
前立腺がん検診	50歳以上の男性	血液検査
結核検診	65歳以上の男性・女性	胸部Ｘ線撮影

詳しい検診日程等は、保健衛生係（５２－２８２５）にお問い合わせください。
※後期高齢者健診については、福祉係（５２－５５５０）にお願いします。

健康に関する相談に保健師・管理栄養士が随時応じます。
健康相談日(月１回)があります。





住民福祉課　福祉係
０２６４－５２－５５５０

在宅・暮らし

●自動車改造費助成事業

身体障がい者が社会参加のために自分の自動車を運転する場合、必要となる自動車の改造経費を助成します。

●障がい者就労事業所への交通費用助成

公共交通機関などを利用して障がい者就労事業所に通所している障がい者に対して、交通費用の補助をします。

一時的な介護

障がい者（児）が家庭において介護を受ける事ができず、一時的に介護を必要とする場合に、介護または保護をします。

在宅福祉サービス

上松町に居住する高齢者及び障がい者並びにその家族等に対し、各種サービスを提供することにより、自立と生活の質の確保をするとともに生きがいや健康づくり活動の支援を行います。

●軽度生活援助サービス

内容：軽易な日常生活上の援助（外出支援、食事支援、安否確認、家事援助など）
対象者：概ね６５歳以上の高齢者
利用料：３０分　１００円
実施者：社会福祉法人上松町社会福祉協議会（52-3560）
　　NPO法人おてつだいネットワーク木曽（52-2433）
　　NPO法人福祉ネットワーク木曽（050-2006-2377）

●生きがい活動支援通所サービス

内容：日常生活動作訓練や趣味活動等、各種講座をこまくさ、おぎ、地区集会所で開催
対象者：概ね６０歳以上の高齢者
利用料：２時間100円/回　４時間200円/回　他材料費
実施者：NPO法人おてつだいネットワーク木曽（52-2433）
　　NPO法人福祉ネットワーク木曽（050-2006-2377）

●緊急通報体制整備事業

内容：緊急通報装置の設置により不安を抱える高齢者の急病、災害等において迅速な対応を図る
対象者：概ね６５歳以上の高齢者
利用料：５００円/月
実施者：ＡＬＳＯＫあんしんケアサポート（株）

●介護機器貸出及び購入・貸与費用助成事業

内容：介護保険では対応していない介護機器の貸与費・購入費の一部を助成
対象者：概ね６５歳以上の高齢者（購入費の助成は所得制限有）
利用料：８割助成

●生活支援ハウス運営事業

内容：介護支援機能、居住機能及び交流機能を提供し、高齢者が安心して生活ができるように支援
　　２人用１部屋　１人用４部屋
対象者：６０歳以上の一人暮らし又は夫婦のみの世帯
利用料：0～50,000円/月（収入状況等により決定）

●高齢者交通費（タクシー）助成事業

内容：タクシーを利用した場合に費用の一部を助成券により助成
対象者：移送サービス対象外で駅やバス停までの歩行や乗降が困難な
　　・６５歳以上の高齢者
　　・生活保護受給者（世帯単位）
　　・身体障害者手帳所持者（１～３級）
利用料：１枚６５０円のタクシー券　３６枚/年以内

●移送サービス

内容：公共交通機関（電車、バス、タクシー等）が利用困難な者について福祉車両により外出の支援を行う
対象者：次のいずれかに該当する者の中で介助なしに移動が困難な者
　　・身体障害者福祉法に規定される身体障がい者
　　・介護保険法による要介護認定を受けている者
　　・その他下肢が不自由など障がいを有する者
　　（上松町社会福祉協議会に登録が必要）
利用料：400円～4,000円（一般、低所得、透析患者、移動地域ごとで異なります。）
実施者：社会福祉法人上松町社会福祉協議会（52-3560）

●配食サービス

内　容：栄養のバランスのとれた昼食及び夕食を提供するとともに安否確認を行う
対象者：調理が困難な高齢者、障がい者等
利用料：
【まごころ弁当】（火曜日・金曜日の昼食）
　・お弁当410円、おかずのみ360円
【宅配弁当サービス結】
　・お弁当450円、おかずのみ400円（税別）
　・夕食　550円、おかずのみ500円（税別）
　※特別食は上記に＋50円がかかります。
実施者：社会福祉法人上松町社会福祉協議会（52-3560）

●住宅改修事業

内容：70万円までの改修費の内の９割を補助（介護保険の要支援、要介護認定を受けた方については、介護保険の適用を優先します。）
対象者：概ね６５歳以上の要支援認定、要介護認定者等で前年の所得税額の合計が８万円以下の世帯



住民福祉課　福祉係
０２６４－５２－５５５０

障がい者福祉

障がいがある方のために、さまざまな福祉制度があります。障がいの内容、等級、所得状況によっては対象とならない場合もありますので、事前に福祉係にご相談ください。

手帳交付

障がいのある方が各種制度を利用するのに必要な手帳【身体障害者手帳、療育手帳(知的障がい)、精神障害者保健福祉手帳】を交付します。障がいの内容・程度によって、各種割引(高速道路・有料道路の通行料金、公共交通機関運賃、携帯電話使用料など)や、税金・自動車税が控除・減免となる場合もあります。

手当制度

●特別児童扶養手当の支給

精神または身体に障がいのある満20歳未満の在宅の児童を養育している方に対し、長野県から支給されます。

●特別障害者手帳・障害児福祉手当の支給

日常生活において、常時特別な介護を必要とする在宅の重度障がい者(児)に対し、長野県から支給されます。

医療

●自立支援医療による医療費の給付

身体の障がいの除去や程度を軽くするために必要な医療(18歳未満は育成医療、18歳以上は更生医療)と、精神疾患による通院治療(精神通院医療)を対象とし、自己支払費用分の一部を公費で負担します。

在宅・暮らし

●障がい者福祉サービス・児童福祉法サービス

障がい者や難病患者が地域で自立した生活ができるよう、障がい種別に関係なく必要と考えられるさまざまなサービスを受けられる制度です。相談に応じて、サービス利用の計画を立て、支給を行います。

●補装具の交付

身体障がい者の失われた身体機能や損傷のある身体機能を補うための補装具(補聴器、車イス、義肢装具など)の購入・修理費の一部を助成します。

●日常生活用具の給付

重度身体障がい者に対し、障がい内容に応じた日常生活用具(拡大読書器、特殊マットや入浴補助具、ストマや紙おむつ、電気式たん吸引器など)の購入費を助成します。（自己負担額は、課税状況により異なります。）

●手話通訳者派遣

聴覚および音声・言語障がい者に対し、手話通訳者、要約筆記者を派遣します。

●ＮＨＫ受信料の減免

障がい内容に応じ、障がい者を対象とした減免があります。

●タクシー利用料金の助成

交通手段を持たない身体障害者手帳1～3級の方に、タクシー料金の一部(初乗り運賃分)を助成します。

福祉医療費給付事業

乳幼児・児童、心身障がい者、母子・父子家庭における療養費の一部を支給することにより健康の向上と福祉の増進を図る制度です。

受給資格

●乳幼児・児童

０～１８歳(年齢到達年度末まで)の方、所得制限なし

●障がい者

①特別児童扶養手当１，２級
②身体障害者手帳　１～３級
③療育手帳Ａ１、Ａ２、Ｂ１、Ｂ２
④精神保健福祉手帳１～３級
⑤障害年金１～３級
⑥特定医療費受給者

の方が対象になりますが、②③④の児童(18歳到達年度末まで)は所得制限なし、その他は所得制限等があります。

●母子・父子家庭等

児童(18歳到達年度末まで)とその父母が対象になりますが、所得制限があります。



住民福祉課　福祉係
０２６４－５２－５５５０

地域支援事業

介護保険法の規定に基づき、上松町の被保険者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合でも自立した生活ができるように介護予防事業、一般予防事業により支援しています。

介護予防事業

●運動教室

＜上松運動教室＞

内　容：転倒予防や体力向上を目的としてストレッチ、軽運動、健康体操など実施。
必要な方は送迎します。

対象者：要支援1，2の方

利用料：１５０円/回

＜筋力アップ教室＞

内　容：膝や腰の痛みに配慮しながら筋力低下予防や体力向上を目的とした運動、ストレッチ等を実施。必要な方は送迎します。

対象者：要支援1，2の方

利用料：２００円/回

●脳はつらつ教室

内　容：軽運動やレクリエーションなどを通じて認知の予防をしましょう。必要な方は送迎します。

対象者：認知症を予防したい方、物忘れなどが気になる方等。

利用料：１００円/回

●高齢者訪問指導

内　容：歯科衛生士、栄養士、保健師等による健康や歯科に関する相談に伺います。

対象者：健康について相談したい方

利用料：無料

●生活管理短期宿泊事業

内　容：養護老人ホームに一時的に入所し、日常生活での基本的な生活習慣等の支援・指導を行い、要介護状態にならないように予防します。

対象者：日常生活において一時的に支援が必要な方

利用料：2,000円/日

一般予防事業

●地区健康教室

内容　：保健師、栄養士等が地区の集会所において料理教室や健康指導を行います。（年１回）

対象者：中・高齢者

利用料：４００円/回

●運動教室

内　容：健康づくりのための筋力アップや転倒予防のための健康体操を行います。町内を巡回でマイクロバスで送迎します。

対象者：概ね６５歳以上の方
ゆうゆうクラブに入会が必要です。

利用料：ゆうゆうクラブの入会で利用料は無料です。

●健康教育事業

内　容：こまくさ、おぎ、地区集会所等において生活習慣病や介護予防に関する健康教室を行います。

対象者：どなたでもご参加いただけます。

利用料：１００円/回

●赤沢運動教室

内　容：日本三大美林のひとつ「赤沢自然休養林」でノルディックポール等を使ったウォーキング教室

対象者：シニアクラブ加入者

利用料：１００円/回

●安否確認

内　容：宅配弁当をお届けするときに関係機関と連携し、配達員がお元気かどうか週２回程度確認

対象者：概ね６５歳以上の者で安否確認が必要な者

利用料：無料　弁当代別途

●地区サロン

内　容：社会福祉協議会では、各地区の集会所で体操やお茶会、趣味活動などのサロン活動の支援を行っています。自分たちの地域でも行いたい場合はご相談ください。

※事業の利用についての問い合わせ・ご相談は
上松町地域包括支援センター（住民福祉課福祉係）までお願いします。０２６４－５２－５５５０



介護

住民福祉課　福祉係
０２６４－５２－５５５０

介護保険

誰もが介護が必要になっても安心して、自分らしく生活できる暮らしを望んでいます。

高齢化が進み、家族だけで介護することは難しくなっています。そこで、こうした介護という問題をお互いに助け合い社会全体で支えあうためにつくられた制度です。介護保険は福祉・医療・保健のサービスを総合的に利用することができます。

介護保険制度のあらまし

被保険者(加入者)　　40歳以上の人

●サービスが受けられる人

◇65歳以上の方(第１号被保険者)　常に介護を必要とする状態(要介護状態)や、日常生活に支援が必要な状態(要支援状態)になった場合にサービスが受けられます

◇40歳から64歳までの方(第２号被保険者)　初老期の認知症、脳血管疾患など老化が原因とされる病気により要介護状態や要支援状態になった場合にサービスが受けられます。

地域包括支援センター（健康増進センター内）

住み慣れた地域でその人らしく生活を送れるよう、
保健、介護、福祉、医療の各分野で連携し、支援を行うための総合相談窓口です。生活の困りごとや、介護に関すること等、お気軽にご相談ください。

電話：０２６４-５２－５５５０

介護サービスを受けるまでの手続きの流れ

(１)**申請します**　介護や支援が必要になったら健康増進センターへ申請します。

(２)**訪問調査を受けます**　町の職員が訪問調査を行い、身体機能や日常生活動作や医療に関することについて調査票に記入します。

(３)**主治医意見書**　町からかかりつけの医師に意見書を依頼します。

(４)**一次判定**　主治医意見書、訪問調査の結果をコンピュータにかけた結果が一次判定結果になります。

(５)**介護認定審査会による審査判定**　保険、医療、福祉の専門家が「一次判定結果」「訪問調査のとき記入した特別事項」「主治医意見書」をもとにどのくらい介護が必要か判定します。認定有効期間終了時には見直しがあります。なお、有効期間は状態等により６ヶ月から２年間です。

(６)**要介護認定**　申請から原則30日以内に文書で認定結果が通知されます。

(７)**ケアプランの作成**　認定を受けた方は、居宅介護支援事業所に居宅サービス計画(ケアプラン)の作成を依頼し、居宅介護支援事業所からケアマネジャーが訪問し、本人や家族の希望を聞きながら利用限度額に応じてケアプランを作成します。ケアマネジャーはサービス事業者との連絡調整も行います。

(８)**サービスを利用する**　サービス計画にそって介護サービスを利用します。利用料は、所得に応じて１割～３割が自己負担になります。







住民福祉課　福祉係
０２６４－５２－５５５０

社会福祉施設

　高齢者などの介護予防や生きがい対策の推進及び、心身の健康保持、生活の安定、福祉の向上と推進を図るため各種施設が整備されています。

●いきいき広場こまくさ

◇高齢者向けの趣味活動や講座を開催しています。
　当番者がいますので、バスの待ち時間やお話など気軽にお越しください。
　申込書の提出により会議や行事などにご利用いただけます。空き状況など事前にお問い合わせ下さい。

開館時間　平日　９時～１６時
休館日　　土・日・祝日・お盆・年末年始
利用料　　１時間　５００円
　　３０分を超えた場合は切り上げ
　　暖房を使用したときは３０％の加算
連絡先　　５２－２４３３

●ふれあい交流広場おぎ

◇高齢者向けの趣味活動や講座を開催しています。
　当番者がいますので、バスの待ち時間やお話など気軽にお越しください。
　申込書の提出により会議や行事などにご利用いただけます。空き状況など事前にお問い合わせ下さい。

開館時間　平日　９時～１６時
休館日　　水・土・日・祝日・お盆・年末年始
利用料　　１時間　５００円
　　３０分を超えた場合は切り上げ
　　暖房を使用したときは３０％の加算
連絡先　　**５２－２４３３（いきいき広場こまくさ）

●老人憩いの家

◇申込書の提出により会議や行事などにご利用いただけます。空き状況など事前にお問い合わせ下さい。

利用料　　１時間　５００円
　　３０分を超えた場合は切り上げ
　　暖房を使用したときは３０％の加算
連絡先　　５２－５５５０（住民福祉課　福祉係）

●ひのきの里総合福祉センター（健康増進センター向い）

◇福祉に関する団体の事務所や高齢者の生活を支援するための居住スペースとして生活支援ハウス等があります。

開館時間　平日　８時３０分～１７時１５分
休館日　　土・日・祝日・年末年始
２階　　上松町社会福祉協議会（電話：５２-３５６０）
　　木曽障がい者総合支援センター
　　（電話：５２-２４９４）
１階　　上松町生活支援ハウス

●上松町陶芸センター

◇上松町陶芸クラブの方が陶芸活動をしています。
　活動を希望される方はお問合せ下さい。
連絡先　　５２－５５５０（住民福祉課　福祉係）







国民健康保険について

住民福祉課　厚生係
０２６４－５２－４８０２

国民健康保険

職場の健康保険、後期高齢者医療制度に加入している人や生活保護を受けている人を除いて、すべての人が国保に加入して被保険者になります。次のようなときは、加入や喪失の届けが必要になりますので、１４日以内に手続きをしてください。

●届出が遅れると・・・

加入の届出が遅れると、加入時までさかのぼって保険税を納めることになったり、医療費が全額自己負担になったりします。また、やめる届出が遅れると保険証をうっかり使ってしまい、国保で負担した医療費をあとで返していただくことになりますのでご注意ください。

●国民健康保険被保険者証（保険証）

保険証は、国保に加入していることを証明するもので、１人に１枚交付されます。医療機関にかかるときに必要となりますので、大切に保管しましょう。

●自己負担割合

医療費の自己負担割合は、次の通りです。

小学校入学前	２割
小学校入学後～７０歳未満	３割
７０歳以上７５歳未満	２割または３割（現役並み所得者）

※現役並み所得者とは、７０歳以上７５歳未満の国保加入者のうち、住民税課税所得が１４５万円以上の人（現役並み所得者本人）が１人でも同世帯にいる人のことです。

●高額療養費

自己負担額が、一定の限度額を超えた場合は、その超えた分があとから高額療養費として支給されます。該当になる方に「高額療養費支給申請書」を送付しますので、申請書がお手元に届きましたら申請手続きをしてください。（領収書のコピーを添付してください。）ただし入院などの場合に事前に「限度額適用認定証」の交付を受けて医療機関へ提示すると、窓口での支払は限度額までになります。

	こんなとき	届出に必要なもの（本人確認書類（運転免許証など）＋下記）
加入	転入したとき	転入前の市区町村の転出証明書
	職場の健康保険をやめたとき	職場の健康保険をやめた証明書
	職場の健康保険の扶養からはずれたとき	健康保険の被扶養者でなくなった証明書
	子どもが生まれたとき	母子健康手帳
	生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書
	外国籍の人が加入するとき	在留カード
喪失	転出するとき	保険証
	職場の健康保険に加入したとき	職場の健康保険の保険証（未交付の場合は加入したことを証明するもの）、保険証
	職場の健康保険の被扶養者になったとき	
	死亡したとき	死亡を証明するもの、保険証
	生活保護を受け始めたとき	保護開始決定通知書、保険証
	外国籍の人がやめるとき	在留カード、保険証
その他	町内で住所がかわったとき	保険証
	世帯が分かれたり一緒になったりしたとき	
	世帯主や氏名がかわったとき	
	修学のため別に住所を定めるとき	在学証明書、保険証
	保険証をなくしたり、汚れて使えないとき	使えなくなった保険証

●出産育児一時金

被保険者が出産したときに支給されます。原則として国保から医療機関に直接支払われます(直接支払制度)。妊娠１２週(８５日)以降であれば、死産や流産でも支給されます。直接支払制度を利用しないことを選択することもできますが、その場合は町への申請が必要です。

●葬祭費

被保険者が死亡したときに、申請により葬祭を行った人に葬祭費として５万円が支給されます。

●療養費

次のような場合には、費用の全額を自己負担したときでも、申請によって審査で認められれば自己負担割合を除く額があとで支給されます。保険証・印鑑・預金通帳および下記の書類をお持ちください。

こんなとき	申請に必要なもの
事故や急病で、やむを得ず保険証を持たず治療を受けたとき	病院等の診療報酬明細書、領収書
医師が治療上必要と認めたコルセット(補装具)などを購入したとき	医師の診断書または意見書、領収書
骨折やねんざなどで国保を扱っていない柔道整復師の施術をうけたとき	施術明細書、領収書
医師の同意を得て、針・灸、マッサージなどの施術をうけたとき	医師の同意書、診療内容がわかる領収書
海外渡航中に診療をうけたとき	診療内容明細書、領収書およびそれらの翻訳文

●人間ドック受診補助について

被保険者が人間ドックを受診すると年１回を限度として健診料金の７０％以内で助成限度額までの金額が支給されます。ただし、同じ年度内に町が実施する特定健診を受診した方については、特定健診料を除いた額を助成金として支給します。申請する場合は、人間ドックを受ける前に届出をし、受診後助成金の請求をしてください。なお、保険税に滞納がある方には支給されません。

○国保（３５歳以上）と後期高齢者医療の加入者

健診の種類	助成限度額
１日ドック	３０，０００円
１泊２日ドック	４５，０００円
脳ドック	２５，０００円
がん検診（肺、大腸、胃、すい臓）	２０，０００円（２種類同時の場合、３０，０００円）

※２種類以上のドック・検診の併用はできません。
（がん検診を除く。）

後期高齢者医療

長野県内の市町村で構成する「長野県後期高齢者医療広域連合」が保険者となり、保険料率の決定、医療費の給付などを行います。保険料の徴収事務と申請書の受付などの窓口業務は町で行います。

●加入者（被保険者）

長野県内にお住まいの次の方が加入者になります。

・７５歳以上の方
・６５歳以上７５歳未満の方で、一定程度の障がいがある方（申請により、広域連合の認定を受けた方）

●資格の取得

・７５歳になったとき（７５歳の誕生日当日から）
・７５歳以上の方が県外から転入してきたとき
・６５歳以上７５歳未満の方が、広域連合により一定の障がいがあると認定されたとき

●資格の喪失

・死亡したとき
・６５歳以上７５歳未満の方が、一定の障がいの状態に該当しなくなったとき、または申請を取り下げる旨の申し出があったとき
・適用除外に該当したとき(生活保護の開始など)

●保険証(後期高齢者医療被保険者証)

加入されると後期高齢者医療広域連合から保険証が１人１枚交付されます。

●保険料(後期高齢者医療保険料)

保険料は、被保険者１人１人に納めていただきます。１人当たりの保険料額は、被保険者全員にご負担いただく部分(均等割額)と被保険者の所得に応じてご負担いただく部分(所得割額)の合計額になります。保険料率は、後期高齢者医療広域連合で２年ごとに決定します。

●保険料の納め方

特別徴収(年金からの天引きによる納付)と普通徴収(口座振替又は納付書による納付)のどちらかになりますが、年金の受給額、保険料額等によって決定します。

特別徴収　対象者・年金が年額１８万円以上の方　※介護保険料との合計額が年金額の２分の１を超える場合は対象になりません。
納め方・年金支払い月に差し引かれます。

普通徴収　対象者・年金が１８万円未満の方、介護保険料との合計額が年金額の２分の１を超える方
納め方・納入通知書または口座振替にて納付します。

国民年金について

住民福祉課　厚生係
０２６４－５２－４８０２

国民年金は、日本国内に住所を有する２０歳から６０歳未満のすべての人が加入するもので、老齢・障がい・死亡により「基礎年金」を支給し、経済的な支えを行うことを目的としています。

国民年金には国民全員が加入します

●国民年金加入者の種類

- **第１号被保険者：**自営業、学生、無職の人など
- **第２号被保険者：**会社員、公務員など厚生年金・共済組合加入者
- **第３号被保険者：**第２号被保険者に扶養されている配偶者

●国民年金の加入手続き

こんなときは届出が必要です。

・２０歳になったとき（すでに厚生年金・共済組合に加入している方を除く）日本年金機構から書類が送付されますので、「資格取得届」を持参し役場１階２番窓口（厚生係）で加入の届を出してください。
・会社、官庁をやめたとき
・第３号被保険者の配偶者（第２号被保険者）が退職したとき、または扶養ではなくなったとき
・海外から転入してきたとき（厚生年金・共済組合に加入中の方を除く）

手続きに必要なもの

・本人確認書類
・退職日、喪失日の確認できる書類（会社をやめたとき、扶養ではなくなったとき）
・パスポート（海外から転入してきたとき）

●国民年金保険料

国民年金の第１号被保険者は自分で保険料を納めます。加入すると日本年金機構から納付書が送付されますので、納付期限までに銀行などの金融機関、郵便局、コンビニエンスストアで納めてください。その他に口座振替、クレジット納付も取扱っています。

まとめて前払い（前納）すると割引が適用されますのでお得です。

※未納のままにしてしまうと、将来年金を受けられなくなる場合がありますので、必ず納付期限までに納めてください。

番号制度がはじまりました

申請書や届出書にはマイナンバー（個人番号）の記入が必要です。「マイナンバー（個人番号）カード」や、「通知カード」またはマイナンバー（個人番号）が確認できる書類と本人確認書類をお持ちください。

●付加年金保険料

定額の保険料に月額400円をあわせて納めると、受給する老齢基礎年金を増やすことができます。ただし、国民年金基金に加入している方は、付加年金保険料を納めることはできません。

●国民年金保険料免除

国民年金の第１号被保険者で、経済的に保険料を納めることが困難な人には、前年所得状況などに応じて免除または納付猶予される制度があります。免除等された期間は、年金を受けるための期間に算入されますが、受給する年金額は減額されます。未納のままにしておくと障がいや死亡といった不慮の事態が発生したときに障害基礎年金、遺族基礎年金が受けられない場合や、将来的に老齢基礎年金を受けられない場合がありますのでご注意ください。

●年金を受給するときの手続き

老齢基礎年金は受給資格期間を満たした方が通常６５歳から生涯にわたり受け取れる年金です。６５歳から老齢基礎年金を受け取れる権利が発生する方には、６５歳の誕生日の３カ月前に日本年金機構から年金請求書が送られます。手続きは誕生日の前日からできます。

※受給資格期間を満たしていれば、ご希望により６０歳以降、受け取り年齢を早めること（繰り上げ）も遅くすること（繰り下げ）もできます。ただし、繰り上げした場合は年金受給額が減額されます。

提出先

・国民年金第１号のみに加入していた方は役場１階２番窓口（厚生係）
・第２号、第３号の加入期間がある方は松本年金事務所

※必要なものは、手続される方の状況によって違いますので、松本年金事務所お客様相談室　電話０２６３－３１－５０３８　にお問い合わせください。

●障がい者になったとき

障害基礎年金の申請は役場１階２番窓口（厚生係）へお問い合わせください。※国民年金加入中に初診日があるなどの受給要件があります。

●受給者が亡くなられたとき

年金を受給されている方が亡くなられた時は、必ず死亡届の提出および未支給年金の請求をしてください。未支給年金は生計同一関係があった親族（順位は①配偶者②子③父母④孫⑤祖父母⑥兄弟姉妹⑦その他３親等以内の親族）が請求することができます。いない場合は、死亡届のみの提出になります。他に遺族基礎年金、寡婦年金、死亡一時金などが請求できる場合があります。

企画財政課　税務係・収納係
０２６４－５２－４９０１

町民税

町民税には、個人町民税と法人町民税があります。
個人町民税は、その年の１月１日現在、町内に住所があり前年中に一定額以上の所得があった者に課税されます。したがって、年の途中で他の市町村から転入された者のその年度分の町民税は前の住所の市町村へ納めていただくことになります。また、町民税には皆さんから直接窓口等に払い込まれる普通徴収と勤務先で給料から天引きされる特別徴収とがあります。

個人町民税の税率

区　分	所　得　割	均　等　割
町民税	６％	3,500円
県民税	４％	2,000円
計	10%比例税率	5,500円

※県民税2,000円のうち、500円は「長野県森林づくり県民税」としての超過分
※東日本大震災の関係で防災・減災施策の財源で500円

●公的年金からの特別徴収の方法

６５歳以上の公的年金受給者の年金所得に係る住民税は、その人の年金から天引きします。（年齢の基準日：４月１日、したがって年の途中で６５歳に到達した人は翌年から実施。）特別徴収は、年６回の公的年金の支払いの際行われ、４月・６月及び８月には（（前年度分の年税額÷２）÷３）が、１０月、１２月及び２月には、その年度の住民税額から４～８月に徴収された額を差し引いた残りの額の３分の１ずつが徴収されます。

なお、新たに公的年金からの特別徴収の対象となる者については、年度前半（通常６月及び８月）においてその年度の住民税額の２分の１に相当する額が普通徴収され、年度後半（１０月～翌年２月）において残りの税額について特別徴収されることになります。

●法人町民税は、町内に事務所や事業所がある法人に課税されています。税額は、課税標準額に１００分の8.4の税率（令和元年１０月１日以後に開始する事業年度から適用。それ以外については１００分の１２．１）をかけて算出した額と均等割を合算した額となります。



町民税の申告

町民税の申告は、町県民税や国民健康保険税を計算するための資料となるばかりでなく、皆さんがいろいろな面で町の発行する証明を必要とする場合にも使われますので、所得があった者もなかった者も３月１５日までに必ず申告してください。ただし、所得税の確定申告をする者や、前年中の所得が給与だけで勤務先から給与支払報告書の提出がある者は、申告の必要はありません。

固定資産税

固定資産税には、毎年１月１日現在の土地、家屋、償却資産の所有者に課税されます。ただし、同一人が所有する土地、家屋、償却資産のそれぞれの課税標準額が土地については３０万円、家屋については２０万円、償却資産については１５０万円の金額に満たない場合には、固定資産税は課税されません。

税額は、固定資産税課税台帳に登録された価格（課税標準額）に1.6%の税率をかけて算出した額となります。

軽自動車税種別割

毎年４月１日現在、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車、二輪車等の小型自動車を所有している者に課税されます。バイクなどを購入したり、譲り受けたとき、または廃車するときや町外へ転出するときなどは、必ず税務係か軽自動車協会へ登録または廃車の申請をしてください。

所得税関係

給与所得のみで年末調整が済んでいる方は申告する必要はありませんが、次の方は確定申告が必要です。

１．事業所、不動産の譲渡所得などがあり、所得金額が各種所得控除の合計を超える方。
２．給与所得者は、給与の年収が２，０００万円を超える方や、給与所得以外の所得合計額が２０万円を超える方または２カ所以上から給与を受けている方。

確定申告をしなくてもよい給与所得者等でも医療費控除や住宅取得控除を受ける場合、また年の途中で退職した方等、源泉徴収税額を納めすぎた方は確定申告をすると所得税が戻ります。

●確定申告の期間は毎年、２月１６日から３月１５日までの１ヶ月間です。
（還付を受ける方は、２月１６日前でも税務署で申告できます。）

固定資産税課税台帳の縦覧

固定資産税課税台帳の縦覧は、毎年４月に行います。縦覧できる方は、納税義務者、納税管理人、及び代理権を有する代理人また、借地人、借家人も借用物件のみできます。（手数料は無料です。）

町税等税金に関する相談

町税等税金に関する相談は、いつでもお気軽にお問い合わせください。

企画財政課　税務係・収納係
０２６４－５２－４９０１

国民健康保険税

●国保に加入する人

上松町に住所がある方で次に掲げる以外の人は国保に加入しなければなりません。

１．職場の健康保険、共済組合及び船員保険などの被保険者とその家族。
２．生活保護を受けている人。
３．外国人登録をしている方で１年未満の短期滞在者。

●保険税について

国保に加入された方は、保険税を納めなければなりません。保険税は、国、県、町の補助金などとともに国保加入者の医療費を支払うための大切な財源です。

●軽減について

世帯の所得の合計額に応じて、均等割と平等割を軽減します。

＊７割軽減・・世帯の軽減判定所得の合計額が、
〔43万円＋10万円×(給与所得者等の数－1)〕以下
＊５割軽減・・世帯の軽減判定所得の合計額が、
〔43万円＋(28.5万円×被保険者と特定同一世帯所属者の数)＋10万円×(給与所得者等の数－1)〕以下
＊２割軽減・・世帯の軽減判定所得の合計額が、
〔43万円＋(52万円×被保険者と特定同一世帯所属者の数)＋10万円×(給与所得者等の数－1)〕以下

※特定同一世帯所属者

国保から後期高齢者医療制度へ移行された方で、後期高齢者医療の被保険者となった後も継続して同一の世帯に属する方をいいます。ただし、世帯主に変更があった場合や、その世帯の世帯員でなくなった場合は、特定同一世帯所属者ではなくなります。

※軽減判定所得

所得割基礎額の計算方法と異なり、事業専従者控除、譲渡所得の特別控除を必要経費として参入または控除しません。また、６５歳以上の公的年金受給者は、公的年金等にかかる所得からさらに１５万円が控除されます。

※給与所得者等

同一世帯内の加入者および世帯主のうち、給与収入が５５万円を超える方、公的年金等の収入が６０万円を超える６５歳未満の方、公的年金等の収入が１２５万円を超える６５歳以上の方をいいます。

●非自発的失業者の軽減について

失業時点で６５歳未満の方で、雇用保険受給資格証のコードが下記に該当する方はご相談ください。

＊11、12、21、22、23、31、32、33、34

国民健康保険税の税率（令和４年度）

区分	医療分 （加入者全員）	支援分 （加入者全員）	介護分　（40歳から64歳までの加入者）	合計
所得割 （加入者の課税対象額の合計）	6.70％	2.20％	1.60％	10.50％
資産割 （加入者に係る資産税額の合計）	15.00％	2.00％	1.50％	18.50％
均等割 （加入者被保険者数）	21,000円	8,000円	7,100円	36,100円
平等割（１世帯）	21,000円	6,100円	5,000円	32,100円
限度額（最高額）	650,000円	200,000円	170,000円	1,020,000円

国民健康保険税の特別徴収

●対象者

世帯内の国民健康保険加入者全員が６５歳以上７５歳未満の世帯主（疑制世帯主を除く）で、年額１８万円以上の年金を受給している人が特別徴収の対象者となります。ただし、年度途中で７５歳になる世帯主また、介護保険料と国保税の合算額が年金受給額の２分の１を超える場合は、国保税は特別徴収の対象としません。

●複数の年金を受給している場合

特別徴収する年金には、次のとおり優先順位があり、受給している中で最も上位の年金のみで対象者の判定を行い、その年金から徴収されます。

なお、障害年金や遺族年金も対象となります。

１．社会保険庁
２．国家公務員共済組合連合会
３．日本私学振興・共済事業団
４．地方公務員共済組合連合会

●特別徴収の時期

４月、６月、８月、１０月、１２月、２月の年金定期支払時の年６回。

普通徴収は従来通り、５月から２月の年１０回となるため、１回の納付額は変わってきますが、総額は変わりません。

特別徴収税額の決まり方

徴収時期（納期）	徴収税額
４月、６月、８月（仮徴収）	前年度保健税額を基に算定した年税額の６分の１の額
１０月、１２月、２月　（本徴収）	本年度保険税額を算定し、そこから既に賦課済の保険税を引き、残りの税額の３分の１の額

税金等

企画財政課　税務係・収納係
０２６４－５２－４９０１

税金等の納期限											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
固定資産税	1期			2期		3期			4期		
軽自動車税		全期									
国民健康保険税		1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期
町県民税			1期		2期		3期			4期	
後期高齢者医療保険料				1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期

町税等の納入場所

１．上松町役場　会計室　２．八十二銀行　本支店
３．木曽農協　本支所　　４．長野銀行　本支店
５．長野県労働金庫 本支店 ６．松本信用金庫 本支店

納税に便利な口座振替

町税などの納税に口座振替を利用すると、納期限に預金口座から自動的に引き落としとされますので、大変便利です。ご利用ください。

税金の滞納

税金を納期限までに納めないと役場から督促状が出されます。そのままにしておくと、財産(不動産、預貯金、電話加入債権等)の差押、公売などの強制処分を受ける事になります。また、納期限の翌日から延滞金が加算されます。

町税の減免

生活保護を受けたり、災害その他の理由で税金を納めることができない場合、その事情に応じて税額を免除したり減額したりする制度がありますのでご相談ください。

軽自動車税種別割の減免

●身体に障がいのある方または、知的障害、精神障害のある方のために使用される軽自動車等で、一定の要件に該当するものについては、納税義務者等の申請により軽自動車税を全額免除します。

*軽自動車等の所有者(納税義務者)及び台数等
軽自動車等の所有者(納税義務者)障がい者本人または、障がい者と生計を一にする者で１人につき１台。

*軽自動車等の使用目的
障がい者本人が運転する場合、使用目的は問いません。
障がい者と生計を一にする方が運転する場合、障がい者の通院、通所、通学等のために使用する場合。

*減免申請の手続等
軽自動車減免申請書　自動車車検証又は標識交付証明書
身体障害者手帳　運転する方の免許証
印鑑　個人番号カード又は通知カード

*減免申請の提出期限
納期限７日前までに税務係へ提出してください。



町税に関する証明

町税に関する証明が必要なときは、本人(もしくは本人と同居の親族)が申し出てください。代理人による申請は本人が自署、押印した旨を証明する委任状が必要です。

証明の種類と手数料

証　明　の　種　類		手　数　料
固定資産税	評価証明書（土地・家屋）	土地は4筆までを、建物は3棟までを1件350円とし、以上1筆(又は１棟)増すごとに30円を加算する
	公課証明書（土地・家屋）	
	所有証明書（土地・家屋）	
	資産証明書（土地・家屋）	1件につき350円
	登録事項証明書（土地・家屋）	1件につき350円
町県民税	所得証明書（課税・非課税証明書等）	1通350円
納税証明書	町県民税	1通につき350円
	固定資産税	
	軽自動車税	
	法人町民税	
	国民健康保険税	
	軽自動車税（継続車検用）	無料

奨励金・補助金について

産業観光課　農林係
０２６４－５２－４８０４

上松町えごま生産奨励金のご利用について

「えごま」とはシソ科の一年草で、その実は貴重な栄養素を含み、油を抽出したり炒ってそのまま食べたりと様々な形で活用されてきました。また、比較的養分の乏しい土地でも問題なく育ち、猿やいのししがえごま特有の匂いを嫌うため、獣害に遭いにくい作物と言われています。

上松町では、農業振興及び遊休荒廃地対策、獣害対策などの目的から、えごまをコア地域資源と位置付けた生産体制づくりを推進しており、上松町内でえごまを生産し上松町特産品開発センターへ出荷した場合にご利用いただける奨励金として「上松町えごま生産奨励金」制度があります。

えごまを栽培してみようという方や、すでに上松町内でえごまを生産し出荷されている方は、是非えごま生産奨励金制度をご利用ください。

補助額：出荷量1kg当たり800円（1kg未満切り捨て）
※加工用に精製した状態の重量となります。

詳しくは産業観光課　農林係までお問合せください。







有害鳥獣被害防止対策事業補助金

有害鳥獣による農作物被害や山林での皮はぎ被害等を防ぐために侵入防止柵設置や忌避剤塗布、クマ剥ぎ防止テープ巻きなどを実施するときにご利用いただける「上松町有害鳥獣被害防止対策事業補助金」制度があります。大切な農林産物等を有害鳥獣の被害から守るために是非ご利用ください。

●補助金交付条件

①交付対象者

・上松町に住所を有する方
・上松町に山林を有する森林簿に掲載されている方

②補助率及び補助金額

・１名で事業を行う場合‥事業費の「５/１０」以内
・１つの区域において２名以上が共同で事業を行う場合‥事業費の「６/１０」以内(連名での申請が必要です)

③補助限度額

・申請者１名につき同一年度内５万円を補助限度額とし、同一世帯は１名の申請とみなします。(一世帯につき同一年度内限度額５万円)限度額内であれば、複数回の申請も可能です。

④その他

・同一年度内に購入及び設置したものについて申請できます。(申請についても同一年度内に申請となります。)
・新設に限らず設備の更新・追加・修理もできます。
・設置後の申請となりますが、購入した資材の内訳が分かる領収書のご提出が必要となりますのでご用意ください。申請書については役場農林係より都度お渡ししております。(購入前の申請は不要です。)
・補助金のお支払いについては、申請を受け役場による検査完了後、ご指定の口座へお振込みいたします。
・電気柵等を業者の方に設置していただく場合、設置施工費は**補助対象外**となりますのでご注意ください。

狩猟免許取得に対する補助金

野生鳥獣による農林業被害防止のため、ご自分の手で有害鳥獣駆除を行いたい方や、狩猟を始めたい方必見！上松町では随時、狩猟免許試験のご案内をしています。それに伴い、狩猟免許の取得に対する補助事業を行っておりますので、ご利用の方は農林係へご相談ください。

●補助内容：申請手数料及びテキスト代金全額補助

●免許の種類

・網猟免許　むそう網、はり網、つき網、なげ網
・わな猟免許　くくりわな、箱わな、はことし、囲いわな
・第１種銃猟免許　装薬銃(ﾗｲﾌﾙ銃・散弾銃)、空気銃
・第２種銃猟免許　空気銃

●対象者：上松町に住所を有し、免許取得後は木曽猟友会上松支部に入会し有害鳥獣の捕獲に従事することができる方

有害鳥獣駆除事業について

産業観光課　農林係
０２６４－５２－４８０４

上松町では鳥獣による農林水産業等の被害を防止すべく、平成２６年度より鳥獣被害防止特措法に基づく上松町鳥獣被害対策実施隊が設置されております。猟友会の協力のもと、鳥獣被害対策実施隊が農地を囲っていても侵入・被害を及ぼす野生加害鳥獣の駆除を行います。野生鳥獣に関することは、農林係へご相談ください。

有害鳥獣駆除の基本実施要件

【ニホンザル・ニホンジカ・イノシシ・ハクビシン等】

●農地を電気柵・防護網・防護柵等の設置により防除していることが前提となります。防除しているにも係わらず野生加害鳥獣による侵入・被害が発生している場合、檻・わなの設置を行います。（現場の状況によってはこの限りではありませんので、ご相談ください。）

※現地確認のうえ、防除体制が万全で無い場合は、捕獲檻の設置前に農地周辺の環境整備・防除対策についてご提案させていただくこともありますので、ご理解をお願いいたします。

【ツキノワグマ】

●農地や住居周辺に頻繁にツキノワグマが出没し、農作物等の被害が発生している・人身等に被害の恐れがある場合は、現地の状況により県に許可をいただいた後、クマ捕獲用のドラム缶檻を設置します。

※現地の状況により捕獲檻の設置等時間を要する場合もありますので、ご理解をお願いいたします。

●ツキノワグマ出没注意について

ツキノワグマは県内のほとんどの森林に生息しており、自然豊かな上松町にも生息しています。クマは昼夜を問わず活動しますが、特に朝夕の薄暗い時間帯に盛んに活動しています。レジャーや作業、山菜・キノコ狩りなどで山林内に立ち入られる際は、十分に注意して行動してください。クマによる被害を防ぐ最大のポイントは“クマに遭わないこと”です。山際の耕地や道路、森林内では十分気を付けていただき、クマとの遭遇を未然に防ぎましょう。

◆クマに出会わないようにするために

・朝夕はクマの活動が活発な時間帯になることから、散歩等での森林内への立入りや林縁部（森林の周辺部）への外出、山際の農地作業はなるべく避けましょう。

・鈴や笛を鳴らしたり、ラジオをつけるようにして周囲の状況に気を配りましょう。

・養蜂の飼養、早生の果樹類や飼料作物（特にトウモロコシ）などの食害されやすい農作物の生産に当たっては、電気柵などを設置する等の対策が必要です。

※電気柵の設置補助制度をご活用ください。

・生ごみや不要になった農作物・果樹等の放置は誘引源となります。適切に処分・埋設等をお願いします。

◆子連れのクマなどに注意してください

小グマを連れている母グマは非常に神経質になっています。子グマを見かけても、近くには必ず母グマがいるので、**どんなに可愛くても絶対に近づかないようにしましょう。**

●サルの被害を防いでいくために

近年、町内のニホンザルの出没頻度は増加傾向にあります。サルの近寄らない集落を目指していくために、猿の生態や被害対策、町の施策などをお伝えします。

ニホンザルは農作物を荒らしたりする有害鳥獣ですが、森の生態系の重要な一員です。特徴をよく知りうまく「棲み分け」ていくことが大切です。

■生態・身体能力

◆群れを形成し、ほぼ決まった範囲でエサを探して群れで移動します。群れ単位でのナワバリ意識はありますが、個々のナワバリは持ちません。

◆五感は人間とほぼ同じ。そのため多くの情報は目で集めており、主に活動するのは日中です。

◆サルは賢いと言われますが、良いのは「記憶力」です。おいしいエサの場所・出会っても怖くない人はすぐに覚えます。しかし、サル同士協力して作業をすることはできません。

◆食性は、主に昆虫・野菜・きのこ類を食べる雑食性。一旦農作物の味を覚えると固執するため、農地を餌場と認識するとしつこくやってきます。

■サルを集落に近寄らせないために

○上松町では次のような事業を行っております。

『生息状況調査』『被害防除』『有害鳥獣駆除（個体数調整）』『環境整備』『追い払い』『有害鳥獣パトロール』

詳しくは、役場農林係にお問い合わせください。

○サルを近づけないために、次のことに気を付けていただく等、ご理解とご協力をお願いします。

・生ごみ、残飯、廃果等はすぐ片付け、お墓へのお供え物は持ち帰りましょう。また、利用しない柿や栗は出来る限り伐りましょう。未利用果樹の伐採要望がありましたら、ご相談ください。

・サルの特性に合わせた防護柵で農地を守り、収穫した作物はサルに見つからないようにしましょう。またサルがあまり好まない作物（えごま等）を農地の外周に植えることも効果的とされています。

・集落内、集落と山林の境のやぶは刈り払い、逃げ隠れ場所になっている立木はできるだけ伐りましょう。





上松町避難所一覧

危機管理課　危機管理係
０２６４－５２－４９０２

◆指定避難所◆

	施設名	所在地	電話番号	対応する災害種別	収容人数
1	上松町ひのきの里総合文化センター	上松159-8	52－2736	洪水・土砂・地震	250人
2	上松町公民館	小川1706	52－2111	洪水・土砂・地震	100人
3	上松小学校体育館	上松709	52－2002	洪水・土砂・地震	200人
4	上松町社会体育館	小川1706	52－2111	洪水・土砂・地震	250人
5	上松中学校体育館	上松1757-1	52－2135	洪水・土砂・地震	250人

◆指定緊急避難場所◆

	施設名	所在地	電話番号	対応する災害種別	収容人数
1	北上条公民館	上松1355		洪水・土砂	２０人
2	桟グリーンパーク	上松1302-154付近		洪水・土砂・地震	３０人
3	池島住宅集会所	上松1537		洪水・土砂・地震	２０人
4	南上条集会所	上松1619-1		洪水・地震	３０人
5	旭町集会所	上松188-51		洪水・地震	４０人
6	関西電力社宅前広場	上松188付近		洪水・地震	２０人
7	旧鬼渕橋左岸付近	上松188-24付近		洪水・土砂・地震	１０人
8	下旭町公園	旭町14付近		洪水・地震	２０人
9	丸山　月極駐車場	旭町10-3付近		洪水・地震	２０人
10	上松陸送トラック駐車場	正島町1-384-2付近		洪水・地震	２０人
11	木曽森林管理署公務員宿舎パーキング	上松188-83付近		洪水・地震	２０人
12	小脇団地入口水道施設横空き地	小川108-2付近		洪水・土砂・地震	１０人
13	山田印刷横駐車場	本町通り2-19-1付近		洪水・土砂・地震	２０人
14	駅前ふれあい広場	上松159付近		洪水・土砂・地震	４０人
15	上松小学校給食センター前	緑町2-1696付近		洪水・土砂・地震	２０人
16	上松小学校校庭南側	上松709		洪水・土砂・地震	３００人
17	上松保育園園庭	緑町		洪水・土砂・地震	４０人

◆指定緊急避難場所◆

	施設名	所在地	電話番号	対応する災害種別	収容人数
18	東奥農業生活改善センター	小川683-1		洪水・土砂・地震	２０人
19	高山林業後継者研修センター	小川320-ィ		洪水・地震	２０人
20	上松町公民館駐車場	小川1706		洪水・土砂・地震	６０人
21	東里生活改善センター	小川1362	52-2861	洪水・土砂・地震	４０人
22	東小川生活改善センター	小川880-2	52-2763	洪水・地震	２０人
23	野口住宅３・４号棟前駐車場	小川1347-2付近		洪水・地震	１０人
24	近所住宅E棟横町道	小川1399付近		洪水・土砂・地震	１０人
25	近所住宅集会所	小川1388		洪水・地震	２０人
26	島防災コミュニティセンター	小川3197-1	52-4591	地震	８０人
27	よろまいか駐車場	小川3518付近		洪水・土砂・地震	４０人
28	織田工房付近空き地	小川3571-1付近		洪水・土砂・地震	２０人
29	林の平分譲地付近空き地	小川3751-2		洪水・地震	４０人
30	藤久保　久保久二宅	小川5613		洪水・土砂・地震	１０人
31	ふるさと農園管理センター	小川5538付近		洪水・土砂・地震	２０人
32	西中生活改善センター	小川4135	52-5006	洪水・地震	４０人
33	出荷米調整センター	小川4230-238付近		洪水・土砂・地震	１０人
34	大畑地籍　西村鈴江宅付近あずまや	小川5304-1付近		洪水・土砂・地震	１０人
35	ギャラリー蝸牛付近	小川5082付近		洪水・土砂・地震	１０人
36	台生活改善センター	小川5996		洪水・土砂・地震	２０人
37	西奥生活改善センター	小川4709-1	52-5270	洪水・地震	２０人
38	見帰集会所	小川2245-9		洪水・地震	３０人
39	日通跡地役場倉庫駐車場	小川2007付近		洪水・土砂・地震	５０人
40	山一建設駐車場	小川2278-1付近		洪水・地震	２０人
41	上松中学校校庭	上松1757-1		洪水・地震	４００人
42	グループホームうらしま	小川2377-2		洪水・地震	２０人

◆指定緊急避難場所◆

	施設名	所在地	電話番号	対応する災害種別	収容人数
43	たせや駐車場	上松2398-1付近		洪水・土砂・地震	１０人
44	フードセンターしょうきち駐車場	上松1734-1		洪水・土砂・地震	１０人
45	上松町消防団第２分団	小川2421-1	52-3999	洪水・土砂・地震	２０人
46	県営住宅ねざめ団地駐車場	上松1770-12付近		洪水・土砂・地震	３０人
47	ねざめ団地集会所	上松1776-1		洪水・土砂・地震	１０人
48	松原住宅入口三叉路	上松1844-3付近		洪水・土砂・地震	１０人
49	寝覚公民館	小川1748	52-3220	洪水・土砂・地震	３０人
50	田代集会所	小川2439-1		洪水・土砂・地震	２０人
51	吉野生活改善センター	荻原3076-1	52-5454	洪水・土砂・地震	４０人
52	吉野生活改善センター前広場	荻原3574付近		洪水・土砂・地震	３０人
53	熊野神社	荻原2836-□付近		洪水・土砂・地震	１０人
54	小野集会所	荻原2335	52-4910	洪水・土砂・地震	２０人
55	老人ホーム木曽寮駐車場	荻原2409-2付近		洪水・土砂・地震	１０人
56	荻原集会所	荻原2033	52-5153	洪水・地震	２０人
57	東野生活改善センター	荻原1846		洪水・土砂・地震	２０人
58	上松荘体育館	荻原1460	52-2298	洪水・地震	１００人
59	下河原運動場	荻原1520付近		洪水・土砂・地震	９００人
60	旧荻原小学校体育館	荻原1212-2		洪水・土砂・地震	１００人
61	旧荻原小学校校庭	荻原1213-3付近		洪水・土砂・地震	１５０人
62	ふれあい交流広場おぎ	荻原1212-2		洪水・土砂・地震	３０人
63	立町集会所	荻原1120-1		洪水・土砂・地震	２０人
64	右岸道路取付道路広場	荻原3333-9付近		洪水・土砂・地震	２０人
65	澤木義男宅横広場	荻原769付近		洪水・土砂・地震	１０人
66	旧ドライブイン木曽駐車場	荻原391-5		洪水・土砂・地震	４０人
67	倉本新田三叉路付近	荻原567-7		洪水・土砂・地震	１０人
68	旧サークルK駐車場	荻原234-2付近		洪水・土砂・地震	４０人
69	倉本集会所	荻原391-1	52-5400	洪水・土砂・地震	３０人

自主防災組織

危機管理課　危機管理係
０２６４－５２－４９０２

消防団

　消防団は、「消防組織法」にもとづいて自治体に編成することが義務付けられています。地域住民の生命・財産を守るため、市町村長を管理者として地域住民によって組織されています。有事の出動だけでなく、日常から防犯防災活動を実施しています。
　国全体の管轄は総務省の消防庁。木曽エリアでは、木曽広域消防署が設置されています。

　上松町の消防団は、平成２０年度から全４分団編成になりました。団本部が上松町役場にあり活動しています。団員は男性だけでなく女性も所属し、男性団員では気付かないような心配りで活躍しています。

　活動は現役団員に限りません。元消防団員だった町民が、近くの消火栓で火災被害を最小限に食い止めた事例もありました。日ごろの訓練で機器の使い方に慣熟していたため、出火直後に消火できたのです。消防退団者の多くは、町連合防火会や防犯指導員に所属して消防団の経験を活かしています。

上松町消防団の主な活動

●有事の消火活動、不明者捜索、救急救命（AED、心臓マッサージなど）
●消火訓練（操法大会訓練、機器操作講習など）、救急救命講習
●保育園・小学校・福祉施設等の避難訓練の誘導、指導
●地域防災訓練の指導（消火栓、消火器の操作説明や実演）
●防火点検・指導（灯油タンクやボイラー、消火器など）、防犯診断、夜警巡回
●町内各地の水利の点検と把握、管理（防火タンク、消火栓、河川などの自然水利）
●防火・防災・防犯の啓蒙活動

火気の取扱いが増える１２月～３月は、毎月３回防火デーを設けて夜間巡回します。

消防団員は随時募集しています。興味のある方はお気軽にご連絡ください。

消防に関する連絡先	電話番号
木曽広域消防本部（火災、救急救命）	0264-24-3119
上松町消防団（上松町危機管理課危機管理係）	0264-52-2001 0264-52-4902
第１分団（非常駐・主に駅前周辺から町北部を担当）	0264-52-2916 0264-52-4442
第２分団（非常駐・主に見帰、寝覚地域から町南部を担当）	0264-52-3999 0264-52-4359
第３分団（非常駐・主に栄町地区から町東部を担当）	0264-52-3987
第４分団（非常駐・主に木曽川右岸から町西部を担当）	0264-52-4591



非常持ち出し品の備えが大切です

　非難するときに持ち出す最小限の必需品。
男性で１５kg、女性で１０kg程度を目安にリュックなどの持ちやすい状態で準備しておきましょう。



わが家の防災メモ

家族などの連絡先

家族などの名前	連絡先(職場・学校など)	携帯電話の番号	生年月日	血液型	メモ

災害時の「声の伝言板」

災害用伝言ダイヤル [171]

一般加入電話、公衆電話、携帯電話、PHS(一般事業者を除く)からご利用になれます。

伝言を**録音**する場合 → **171**をダイヤル → **1**をダイヤル → 連絡をとりたい**被災地の方の電話番号**を**市外局番**からダイヤル **0000-△△-XXXX** → 伝言をお話しください

伝言を**再生**する場合 → **171**をダイヤル → **2**をダイヤル → **0000-△△-XXXX** → 伝言をお聞きください

※[171]をダイヤルするとガイダンス(操作説明の音声)が流れます。その指示に従って電話を操作していただければ、簡単に録音・再生が出来ます。
※録音の要点:氏名、健康状態、家族の安否、避難先など

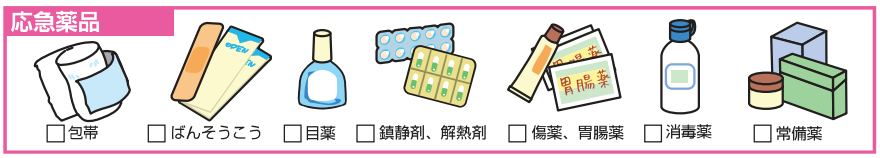
備蓄品(非常時持出品)のチェック表

非常持出品 避難する時に持ち出す最小限の必需品。
男性で15kg、女性で10kg程度を目安にリュック等の持ちやすい状態で準備しておきましょう。









非常用持出品		非常食品		応急薬品		その他の生活用品			
リュックサック		カンパン・缶詰(3日分)		包帯		下着・上着・靴下等		おむつ	
携帯ラジオ		栄養食品(3日分)		ばんそうこう		ティッシュペーパー		缶切り、栓抜き	
懐中電灯		離乳食		目薬		軍手、タオル		プラスチックか紙の皿、コップ	
現金		粉ミルク		鎮静剤、解熱剤		雨具		わりばし	
乾電池		ドライフーズ(3日分)		傷薬、胃腸薬		ビニール袋		ヘルメット・帽子	
免許証		飲料水		消毒薬		ウエットティッシュ			
保険証、権利証書		レトルト食品		常備薬		生理用品			
預貯金通帳、印かん						ライター			

※冬期は防寒服の準備

※食料品の蓄えは、最低3日分、可能であれば、一週間分を備蓄するようにしましょう。